

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第19回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成21年7月17日(金)午後6時00分～午後8時08分		
開催場所	小金井市前原暫定集会施設A会議室		
出席者	委員長 坪郷 實 委員 副委員長 浅野 智彦 委員 委員 石黒めぐみ 委員 金子 修二 委員 須内 勝子 委員 持永 利之 委員 森実 邦明 委員 境 智子 委員 内藤 治誠 委員 本多 龍雄 委員 上原 秀則 委員 欠席委員 高岡 裕 委員		
事務局	長期総合計画等担当部長 企画政策課長 企画政策課調整担当課長補佐 企画政策課主査	伊藤 茂男 天野 建司 高橋 啓之 吉川 まほろ	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 一部不可 不可		
傍聴者数	0人		
【会議次第】 1 開 会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）付則第2項について (2) その他 3 次回推進会議の開催日について			
【会議結果】 ■開会 ■小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）付則第2項について ■資料及び経過について ・企画政策課長より説明			会議録ページ P 1 P 2
【主な意見】 ○市民参加推進会議で真剣に討議していることと関係なく議員の方々の発議で条例の一部改正が成立してしまうことは、推進会議の軽さ、無視を強く感じる。			P 6
○付則第2項は、そもそも常設型市民投票制度を含意しており、常設型をどう実現するかの枠内に議論が限定されている。今回の規定で十分にいろいろなことがカバーできてい			P 19

<p>るとは思いにくいので、別のものを作るほかない。</p> <p>○過渡期の不完全な条例であるが議員全員で決めたわけだから市民投票条例はあったほうが良いという結論に達していると思う。これはある意味でいうと市民の意向だと思う。常設型か自治基本条例の中に組み込むか等は、審議会を作って検討すればよい。</p> <p>○市民参加条例に基づき様々な手続を踏んで条例改正は行われるべきである。</p> <p>○市民投票、市民参加は民主的で良いと思うが、情報があまり提供されない中でやると様々な問題が起きてくると思う。専門家を招いてそのことに対して何か解決に向けて検討するとよい。</p> <p>■ 次回以降の討議事項について</p> <p>■ 次回日程 11月25日（水）18：00～</p>	<p>P 2 2</p> <p>P 2 3</p> <p>P 2 3</p> <p>P 2 5</p>
<p>【提出資料】</p> <p>1 第2期市民参加推進会議における市民投票についての議論（概要）</p> <p>2 川崎市「住民投票制度の創設に向けた検討報告書・概要版」</p> <p>3 第13回市民参加推進会議配布資料（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市市民参加条例第16条の制定経過について ・条例に基づく住民投票の実施事例 ・個別設置型条例（例）常設型条例（例） <p>4 市民参加条例の一部を改正する条例の可決までの経過</p> <p>5 小金井市市民投票制度の概要</p> <p>6 市民参加条例対象附属機関等一覧表</p>	

第19回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成21年7月17日（金）午後6時00分～午後8時08分

場 所 小金井市前原暫定集会施設A会議室

出席委員 11人

委員長 坪 郷 實 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

委 員 石 黒 めぐみ 委員 金 子 修 二 委員

須 内 勝 子 委員 持 永 利 之 委員

森 実 邦 明 委員 境 智 子 委員

内 藤 治 誠 委員 本 多 龍 雄 委員

上 原 秀 則 委員

欠席委員 高 岡 裕 委員

事務局職員

長期総合計画等担当部長 伊 藤 茂 男

企画政策課長 天 野 建 司

企画政策課調整担当課長補佐 高 橋 啓 之

企画政策課主査 吉 川 まほろ

傍 聴 者 0人

（午後6時00分開会）

◎坪郷委員長 あと1人お見えになってないですが、時間になりましたので、今から始めたいと思います。第19回の市民参加推進会議になります。

今日初めて来られた方も2人おられますので、ごく簡単に結構ですので、お2人から自己紹介をお願いしたいと思います。石黒さんと上原さんです。

石黒さん、どうぞ。

◎石黒委員 市民公募で参加させていただきました石黒と申します。前回は、大切な会議に欠席して申しわけありませんでした。

小金井市はとてもこじんまりして見通しがいいように感じているので、市民参加推進ということで私も具体的にわからなかったんですけども、参加を希望いたしました。そしたら、こういうふうに市議会議員の選挙で市民参加条例、住民投票をという話が出てきまして、すごく身近な問題なんだなということで、資料を読ませてもらってもとても私には難しいんですけども、市民の一人なので、だれでもわかるような、そういうところも一般市民が理解しなく

ちゃいけないのかなと思って参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

◎上原委員　こんばんは。市の職員の選出区分から委員とさせていただいております企画財政部長の上原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎坪郷委員長　それでは、次第に従って今日の審議を始めたいと思います。

初めに、2の市民参加条例運用状況等についてという議題になっております。市民参加推進会議の主要な課題といいますか任務が、市民参加条例運用状況等について審議、検討をしていくことであったと思います。それがテーマとしてまず2に挙がっております。そのうち、一つは前回、市長から諮問事項がありましたので、これについて今日、議論させていただきたいということです。すなわち、小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）付則第2項についてということで市長の諮問事項です。

（2）でその他とありますところでは、今後、我々推進会議がどのようなテーマを取り上げるのかについても少し時間をとって議論をしていきたいと思います。この点は、前期の委員会で課題として整理された幾つかのものがありますので、そういうものをまず検討しながら、この推進会議で2年の間にどういうテーマを取り上げるのかについての議論ができればと思います。今日は、主要には市長の諮問事項のことに関連して資料のご説明等をしていただいて、それについて皆さんからいろいろ質問があらうかと思っておりますので、質問をしていただいて、どのように取り上げるのか、あるいは答申をするのかについて議論を進めたいと思います。

それでは、事前に送っていただいた資料と、つい最近まとまったもの、今日、当日配付の資料が1つあります。大きくは4つの資料があるかと思っております。それについて事務局でまず説明していただいて、皆さんに質問を出していただければと思いますので、とりあえず事務局のほうから。

◎天野企画政策課長　それでは、事前に送付しております資料等についてご説明いたしますが、その前に前回、配付しました資料につきまして補足的に説明をさせていただきます。本日、お配りしました「市民参加条例の一部を改正する条例の可決までの経過」という資料をごらんいただきたいと思います。でございますでしょうか。

地方自治法の条例制定の直接請求が資料の左の1、2、3という流れで提起されました。昨年12月2日に選挙管理委員会へ提出された署名簿を審査した結果、有権者の約11%に当たる1万252人の署名が有効と確認されています。臨時会での結果は、6番にあるように否決されました。

この一連の状況から、7番のとおり、2月6日に議員案第2号として常設型の市民投票の規定を盛り込む一部改正案が議員提案として提出され、9番の総務企画委員会での審議を経て、10番で一部訂正があり、11番の議員案第2号に対する修正案が提出されました。前回配付の議員案第2号は10番に関するもので、訂正後のものであります。修正案は11番に関するものです。

3月3日の本会議で、12番のとおり修正案は否決、議員案第2号が可決されました。これ

に對しまして、市長は異議があるということで、前回配付の再議書を13番のとおり議会へ提出いたしました。3月13日に臨時会が招集され、15番のように議員案第2号について3分の2以上の再度の可決が得られず、結果として議員案第2号は否決されました。その後、議員案第16号が議員全員の賛成で可決され、9月1日から施行されます。

したがって、小金井市の市民投票制度は、不完全な形ではございますが、市民参加条例の中に常設型で規定されていることとなります。そのように現時点の到達点についてご理解をいただければと思います。

引き続き資料を説明いたします。まず1点目は、平成19年10月30日、(第13回)会議資料、「小金井市市民参加条例第16条の制定経過について」でございます。よろしいでしょうか。

1ページ目に、パブリックコメント時の素案と策定委員会の意見です。

2ページをごらんください。3、策定委員会が答申した(案)と解説抜粋、4で市議会定例会に議案として提出した市長(案)、3ページで5、市議会における修正、6、平成16年3月作成の市民投票に関する規定となっております。

続きまして、条例に基づく住民投票の実施事例でございます。平成18年5月31日現在で、上段には個別設置型の事例、下段では1件、常設型での事例が記載されてございます。

1ページおめくりください。川崎市の資料で、常設型住民投票条例設置状況でございます。平成18年5月31日現在で17件の事例がございました。

次は、個別設置型条例の事例として巻町、2枚めくりますと吉野川の事例がございました。さらに1枚おめくりいただきますと、常設型条例の例といたしましては高浜市住民投票条例、さらに3枚おめくりいただきますと大和市住民投票条例、2枚おめくりいただきますと三鷹市、続いて多摩市の自治基本条例となっております。

それから、資料2点目ですが、平成18年9月に公表されました川崎市の「住民投票制度の創設に向けた検討報告書・概要版」でございます。常設型住民投票制度の個別論点がコンパクトにまとまっておりますので、参考にしていただければと思います。

3点目でございますが、前回の会議にて資料のご請求がありました第2期市民参加推進会議での審議内容がわかる資料といたしまして、「第2期市民参加推進会議における市民投票についての議論(概要)」であります。第13回、第15回、第16回、第17回における第2期市民参加推進会議における市民投票についての議論内容を添付してございます。

この資料の11ページ、第17回の部分をごらんください。この件について、対応を3つに集約してございます。結論といたしましては、「市民参加条例の手引、第6章の市民投票の趣旨のとおり現状のままでいく。ただし、自治基本条例が制定されるときには他市の自治基本条例程度の規定にしていく」というものであります。

4点目は、本日お配りしました小金井市市民投票規則(案)でございます。市民投票に係る一部改正条例が9月1日から施行されるため、市民投票の細部について規則を策定する必要が

ありましたので、庁内で検討し、先日、議会へも提示させていただきました規則（案）でございます。

なお、7月16日から8月15日まで1カ月間、パブリックコメントを実施いたしております。詳細につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。

最後に、本日、配付させていただきました市民参加条例対象附属機関等一覧表でございますが、附属機関につきまして、担当課、根拠条例等、人数の内訳、任期、応募者数内訳、委嘱年月日等が記載されてございます。

説明につきましては以上でございます。

◎**坪郷委員長** どうもありがとうございました。簡単ではありますが、ざっと資料について説明をいただきました。

これから質疑を始めたいと思うんですが、改正前の市民参加条例の第16条の規定では、「市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる」ということで、先ほど資料にも策定経過あるいは議論などもありましたが、前回配付された資料の手引等で、市としては個別条例型でその都度対応することをまずは想定していた。それに対して、議会によって市民参加条例の市民投票に関する規定が一部改正されて、今回、常設型の住民投票制度を取り入れた形になっているわけです。こういった形で改正されるという経過になりますが、今回、付則第2項というのは、「市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講じるものとする」ということで、市長は何らかの市民投票に関する条例の制定に向けて措置を講じると言っていて、これに基づいて我々に諮問がされたこととなります。先ほどの議員提案で常設型の住民投票制度が条例の中に入ったということについて、もう少し事務局から説明をお聞きした上で質疑に入ったらいいかと思っておりますので、そのあたりの点をご説明お願いいたします。

◎**天野企画政策課長** 現在、市の懸案課題でございます新庁舎建設について、地方自治法に基づく「小金井市の市役所建設場所を選ぶ住民投票条例」制定の直接請求が有権者9万3,050人の約11%に当たる1万252人の有効署名を集め、平成21年1月5日に提出されました。20日以内に臨時会を招集するということから、1月19日、21日、22日に臨時会が開催され、住民投票を行うという条例が賛成10人、反対11人、退席2人という議会の議決により否決されました。

この結果を受けまして、1万人を超える署名が集まったのに議会の判断で条例が否決され、住民投票ができないということでは市民の意思が正確に反映できないということ等から、一定の署名があれば市長は住民投票を行うこととする常設型の住民投票条例の規定の一部を、市民参加条例の市民投票に関する規定を一部改正する形で、過渡的、補足的に盛り込んだのが今回の条例改正でございます。前回、配付いたしました議員案第2号、それに対する修正案につきまして、3月3日の市議会本会議で修正案は否決され、議員案第2号が可決されました。

市長としましては、改正が拙速であることや、常設型の住民投票条例の規定の一部を条例化

するだけで他の根幹的な事項を規則にゆだねていることや、施行日が6月1日と短期間であること等から、再議に付しました。その結果、3月13日の臨時会では3分の2以上の賛成が得られず、条例改正は否決されましたが、その後、翌14日に全会一致で議員案第16号が可決され、条例が成立いたしました。

以上が今回の市民投票制度に関する市民参加条例の一部改正に係る経過でございます。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

資料の説明とこれまでの経過を今、説明していただいたわけですが、まずは資料及び経過等について、皆様からいろいろ質問等もあるかと思しますので、まずそれを出していただいてその次に進みたいと思いますので、あれば出していただければと思います。

◎金子委員 私だけの問題だったら無視していただいて結構です。付則第2項というのが何回読んでも理解できないんです。言っている内容がわからない。「市民投票に関する」ということは、今回できた市民投票条例とは別ということですね。

◎坪郷委員長 そうですね。今回の条例の中に盛り込まれたものとは別のものを想定していると読むことはできます。

◎金子委員 じゃないと、今回の改正条例は既にこの時点で制定されているわけですよね。その意味じゃないんですよね。そうすると、「関する」という言葉なんですけれども、その市民投票条例周辺の条例という意味ですか。

◎坪郷委員長 これは解釈になりますが、一般的には「関する」というのは市民投票そのものについてのと普通読めるので、例えば常設型市民投票条例を新たにつくるのは選択肢の一つだろうと思いますし、あるいはこれを検討したけれども必要がないという場合もあるかもわからないですし、その点は、市長としては何らかのアクションを起こすとは書かれているわけですが、結果的にどうなるかはこれからということになるだろうと思います。

◎金子委員 もう一つ。「関する条例の制定」ということですから、そういうことになると、今回の改正条例を無視していることにはならないのかなと思うんですけれども、本則と付則との関係からいって、さっと読みますと付則のほうが本則を自己否定している、あるいは本則との関係で自己矛盾が起きているんじゃないかなという文章にとれるわけです。

とっているとされるかもしれないんですが、そう読みますと、付則と本則との関係がおかしなものに感じられる。私は、憲法9条の話もあるかもしれませんが、やっぱり市長や議会は市民のことをおもんぱかっていただいて、もう少し素直にとったらわかるような条文をつくっていただきたいんですよ。

◎持永委員 関連して、鋭い金子委員の指摘で、今、聞いていたんですけれども、行政側の今の説明の中で、不完全な住民投票条例である、過渡的なもので補足的なものであるという説明をされました。行政としてはそうごらんになっているんだなど。それに対して、今の付則の第2項ですけれども、市長が市議会において必要な措置をとる。その措置をとるための諮問をこ

の委員会に投げかけられたんですね。だから、この諮問委員会の結論は、市長が取り上げてくれるんじゃないかなと期待はしているんです。今、委員長がおっしゃったように、それが取り上げられるかどうかはわかりませんが、取り上げてほしいと私は思っているんです。

そこでこの諮問をどうするかということの前に、ぜひ今回の条例改正に当たっての総括を議事録に残したいなというのがあるんですね。というのは、市民参加推進会議で真剣に討議していることが、議員の方々の発議で答申とは関係なく成立してしまうんですね。この推進会議の軽さ、無視を私は非常に強く感じているわけです。ですから、今後も、これからずっと市民参加推進会議があるわけで、実はそういう見方が常にあるんだということを意識した上で論議していただきたい。そのためにも、今回は非常に象徴的な事件でございますので、ぜひ議事録に残しておいてもらえたらいいなと思いますね。

私は行政の方々や市議会に携われた関係者の方々にお聞きしたいんですけども、最初に直接請求があったんですね。それが否決された。なぜ直接請求が否決されたのか、その理由を伺いたい。これが1つ。

それから、それが否決されて1カ月もたたないうちに臨時会で改正案、今度は条例を改正しようということになって、直接請求をねじ曲げた。こちらの参加条例のことに入り込んできたということがあって、直接請求と今回の市民参加条例の改正との関係。なぜ線路を越えたのか、その理由をお伺いしたい。

3番目に、推進会議が幾たびか時間を割いてこの条例に関する一定の考えをまとめた意向が、今回の議会にどう反映されていたのか。全く無視されたのか、あるいは少しは反映されたのか。反映されたなら、その理由、反映されなかったなら、その理由、この3点をお伺いしたいんです。そうしないと、諮問に入っても、結局、審議会が何だというけれども、おまえら、何を言っているんだという態度をとられると意味がないんです。こう言っていたよ、ああ、それで終わっちゃうわけです。そうであれば、私は、それは推進会議委員に対する侮辱だと思う。

以上です。

◎坪郷委員長 3つの点に関連して、これは事務局が全部答えられる話じゃないと思うので、かわりにちょっと説明をお願いしたいと思うんです。その前提として、市民参加推進会議というのは市長の附属機関であるわけです。ですから、この会議で議論をして提言したことについては、市長は尊重して実現するという一つのルートになっていると思うんです。だから、自治体の仕組み自体は、皆さんご存じのように、市長を直接選挙で選んで、議会の議員を直接選挙で選んでいるわけですね。これを一般論で二元代表制という言い方をしているんですが、どちらも市民が選んでいるわけです。仕組みとしては、市長の動きに対して常に議会がチェックを行うという仕組みでもありますし、逆に言うと議会は自治体の自由な政策については、条例を議会で定めて実施するという体制であるわけです。そういう体制の中で、我々推進会議というのはあると思うんですね。そういう点で、全体的な中での推進会議の位置だと思えるんですけども、その上で基本的には市長の附属機関ですが、現在、日本国内にそんなにはないんですが、

議会が附属機関を持っているところもあるんですね。議会が附属機関の中に公募市民を入れて審議しているところもあるので、議会への市民参加という形もほかではやっているところは、まだまだ少数ですけれども出てきているわけです。そういう意味も含めて、全体の中で我々の位置を見ておくことが必要ではないかと思いますが、それは仕組みの話ですので、今、持永委員が言われたような重要な3点の質問において議論が出ましたので、この関連で事務局で何かご説明がありますでしょうか。

◎伊藤担当部長 持永委員から3点、ご質問がございました。まず、1月の直接請求されました条例が否決されたのはなぜかでございますけれども、先ほどの説明の中で、この条例案につきましては賛成の議員が10人、反対の議員が11人、退席が2人ということで、10対11で否決されております。否決の理由というのは、結局、起立採決ですので、議員個人の採決態度ですから、心の中まではわからないところなんですけれども、採決の前に、この条例について反対だという討論が行われておりますので、その中で述べられたことを若干申し上げますと、一つとしては、ごみ問題が多忙な中で、条例ですと90日以内に市民投票をやるということでしたから、90日以内に実施するのは困難じゃないかということ。2つ目としては、具体的な市役所の案が市から示されていない、議会でも議論されていない、そういう十分な情報がない中で場所だけを定める住民投票をするということにはならないのではないかという意見もございました。3つ目としては、住民投票の結果は尊重されなくてはならない。そのためにも正確な情報を住民に伝える必要があり、その意味で住民に選択をしてもらう条件がつけられていない。反対討論の中では、そういったことが述べられております。

2点目で、何で市民参加条例を一部改正して常設型の市民投票制度を導入したのかでございしますが、さっきの説明にもあったんですけれども、住民投票条例が有権者の約11%、1万252人の方から出されました。

◎持永委員 いや、ちょっと待ってください。僕はそれを非常に大事にしているんですよ。それだけの署名が集まった。その署名は何のために集まったのかということ、市庁舎の問題ですよ。ということは、地方自治法における直接請求の署名なわけです。それはそれで終わったんです。それが1カ月もたたないうちに、今度は市民参加条例に立ち入ってきた、こちらに乗りかえてきたわけです。市民参加条例というのは市民のためのもので、議員のためのものじゃないですから、もう一度市民に問うという計画があつてしかるべきだったんじゃないか。だから、1万何ぼというのは直接請求で終わりなんです。そうじゃないでしょうか。

◎伊藤担当部長 そのところはちょっとわかりませんが、私どもが理解しているのは、11%の方が住民投票をやれという条例の直接請求をしたにもかかわらず、議会が否決をして住民投票ができない結果になったことから、一定の署名数があれば議会の判断を経なくても住民投票を行うという制度を導入したほうがいいのではないかということで、この改正が行われたんだと、先ほどの説明でも同じく説明しているんですけれども、そういうふうに理解して…。

◎持永委員 では、行政としてはその1万何ぼが有効だという判断なんですね。

◎伊藤担当部長 行政ではなくて、議員提案ですから、議員として。それから、3点目、今日も資料をお出ししておりますけれども、前期の中で市民投票について4回にわたりまして審議していただいております。そのことについて議会はどんなふうに反映したのかでございまして、今、こういう市民参加条例の一部改正を議会で議論する中で、前期の推進会議でこういう議論が行われていたということについては答弁しております。そういう答弁を聞いた中で、議会として議員提案で改正して、しかも全会一致で改正されたということですから、推進会議の意見は意見としてあるけれども、議員提案ができる、議会として条例の制定、一部改正ができるという権限の中で行われておりますので、先ほど委員長もおっしゃいましたけれども、市長の附属機関である推進会議という立場と二元代表制の議会の権能の中でやられていることなので、ここはなかなかどちらが上とか下ということではないと思います。

◎持永委員 市民参加条例の見直し、改廃を議論する場所なんですけれども、この市民参加条例が決まったときに、その中に推進会議の意義、役目がうたわれてこの委員会が発足したわけです。反対したいろんな議員も全部の賛成で決まったこの参加条例ですが、3月13日の臨時会で、この推進会議に対して議員が何と言っているかということ、結論からすれば、「市民参加推進会議に非常に矮小化される結論になっている」と。「市民参加推進会議は部長も含めて12人ですか、で構成されているメンバーでやられているわけですよ、市民投票条例が検討されているわけです。ほんとうにそのメンバーでいいかどうか、私は非常に疑問に思いますよ」というのがあるんです。

◎金子委員 だれが言ったんですか。

◎持永委員 名前は僕は言いませんが。非常に失礼なんです。「市長があまりにも市民参加推進会議にゆだねているような話になって、これはゆだねられた市民参加推進会議のほうも迷惑ですよ」みたいな話もあるんです。いや、「迷惑」じゃない。「ゆだねられているほうも、何が議論になっているのかわからないと思いますよ」と、市民参加推進会議に対してこういう発言があるんですよ。私はこれは言わないようにしようと思ったんだけど、それは一人一人の考え方の違いだからしようがないと思うんですけれども、自分たちが決めた市民参加推進会議に対するこのような不規則発言といいますか、下品といいますか、そういう発言があることを、私は非常に残念に思います。こういう発言があるということ、私は今回の結論の中に、議事録の中にしっかり刻んでおいてもらいたいと思います。

◎坪郷委員長 先ほどの説明で、直接請求というのは市民が自治法上で条例の制定、改廃ができるんですが、これは議会が否決をすると、それ以降は動かないという仕組みであるわけですね。市民投票条例というのは、できればもう少し違ったルートをつくるという形で議論になっていたということと、持永さんが言われたように、市民参加推進会議ではいろんな議論を積み重ねてきたけれども、こういう具体的なテーマで直接請求があつて、議会で否決された。それに対して議会も何らかの形で対応しなければならないという形で行われたけれども、あまりに時間的に短い間に対応を急いだところがあるのではないかという印象があるということですね。

わかりました。

それでは、金子さんのほうからどうぞ。

◎金子委員 持永さんの発言と比べられますと、私の発言が非常に底辺の発言になって申しわけないんですが、付則第2項、私なりの解釈ですと、これを経過規定と見るのか、見直し規定と見るのか、あるいは全然そういうものとは別の規定と見るのか。その辺、個人的という立場になるんでしょうけれども、委員長のいろんなご見識から、こういったものは通常こういうふうに見られるんだよというご意見が聞けたらありがたいと思います。

◎坪郷委員長 付則という形でも条例の中に入ったわけですので、経過というよりもこの規定はそれで、これに基づいて常に何らかのアクションを起こすというものであろうと思いますけれども。条例については、一般に使われない表現が使われることはあるんですが、一定のルールに従って書かれているのはそうなので、特に経過規定というわけじゃなくて、そういう議論はあったわけではないですよ。そういうことだと思ってくれる。だから、これはこのまま生きているということだと思えます。市長からの諮問についての議論もかかわっているんですが、そこは今、暫定的に議論を進めていいのか、皆さんのほうでももう少し資料等についても、あるいは経過でもわかりにくい点をご質問したいということであれば、ほかの委員の方もご発言いただいて、あればそちらを先にやりたいと思います。どうでしょうか。

◎金子委員 もう一つ。先ほどの市民投票に関する条例を制定せよ、検討せよという文章があるんですが、全然別個の条例を何か想定しているんですか。自治基本条例とか。

◎坪郷委員長 やり方はいろいろある。市民参加推進会議の第2期のときにいろんな議論が既に行われていまして、例えば一つのやり方としては、自治基本条例をつくるとすれば、自治基本条例において市民投票について規定していく。もう一つは、市民参加の全体についての条例は既にあるわけですが、市民投票について詳細な実施等についても規定する市民投票条例を別につくるということは可能性としてはあると思うんですね。

◎金子委員 市民投票条例を別につくる。

◎坪郷委員長 市民参加条例と違う条例をつくることはできると思うんですね。それは、これからどういう形でどのような選択をするかだと思うんです。

◎本多委員 議員案が出されたときに、市長としましては、それに対して異議があるということで再議をしています。そこで、これは前回の資料でもお配りされているものなんですけれども、再議の理由のところ、1番目に市民投票制度についてということで市長が述べています。これを読ませていただきますと、「地方自治制度は、議会及び長による代表民主制を採用するものであるが、市民みずからが投票によりその意思を直接表明するという市民投票制度は、住民自治、住民参加を推進していくための重要な制度であり、代表民主制の機能を補完する制度として評価するものである。しかしながら、市民投票が実施されることにより課題のすべてが解決されるとは言いがたく、多様な市民参加制度の一つであることを踏まえて、目的、意義、効果、費用などを考慮した上で、常設型か個別型かの選択を含め、慎重な検討を要すべきもの

と認識している。このことから、市民投票の制度化に当たっては、適切かつ円滑な運用を図るため、市民投票に付すべき事項及び発議に係る署名数、投票の形式など種々の検討すべき事項を精査し、安定した制度を構築することが不可欠であり、市民や学識経験者等も参加していただきながら、相当の時間をかけて議論を重ね、慎重に検討した上で導入されるべき制度である」と言っております。最後に今後の方針についてということで、「市民の自治意識の高揚を図り、議会や市長の市政に係る重要事項に関する意思決定過程に、市民の意思を十分に反映させるための効果的な手段の一つとして、本市における市民投票制度を具体的に創設するため、市民参加推進会議における検討を含め、制度の構築をしていくべきである」という形で、市長は反対する理由を言っています。

それらも踏まえられて、議員案で全会一致で今回の市民参加条例の一部改正により市民投票制度が構築された。そこで、その辺の市長の考え方も反映されたのか、付則第2項で「市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講じるもの」という形で付則を規定されたのではないかなという認識であります。

◎金子委員 もう一つ、確認させてください。細くなつて申しわけないんですけども。

前回の説明あるいは再議書の中で、「補足的」と「過渡的」という言葉が入っていましたよね。過渡的、補足的というのは、最初に再議書によって否決された改正条例に対して出た再議書ですよ。2回目の、結局、最終的に残った条例については、今、指摘されたような過渡的だとか補足的だとかいう部分についてはかなり修正されて、条例としては入っていますよね。そうすると、今現在の条例については、もう「過渡的」とか「補足的」という言葉は不要ですよ。

◎持永委員 私の感想なんですけれども、条例というのは常に補足的で過渡的なんです。議員の議決によって幾らでも変えられるんです。だから、これで決まりというのはないんです。今はこの法律を使う。常に修正を加えるものですから、過渡的だから、補足的だからよくないという法はないんです。僕はそう認識していますが、どうですか。

◎坪郷委員長 条例、法律も現状が変われば改正が必要なので、日々、動くものであるのは事実ですね。

◎持永委員 ですから、今回も最終的に決まった、全員の議員によって可決されたこの条例だって、来月、変わっちゃうかもしれない。そこまで私たちはいらんで討議しないと、ああ、こういう文になったのかと思っていたんじゃない、それはどうしようもないですね。その部分を付則によって大分フォローしているなというのはわかるんですけども、規則と条例とは全く価値が違います。規則のほうは議会の議決が要らない、市長の権限で決められるわけですから、それによってどんどん市長がそれに倣って規則を変えていくことになっていきますので、常に条例は不完全で過渡的で補足的なんです。僕はそう思うんですけども、どうなんじゃない。

◎坪郷委員長 そうだと思いますが、再議の理由で、市長が過渡的、補足的と使ったものは、

ただ付則がついた形での新たな条例改正でもこの状況は変わらないと見ていいわけですか。パーセンテージが変わったら……。市民投票は13%であったわけですからね。

◎伊藤担当部長 補足的、過渡的ということにつきましては、議員案で提案されている中で、提案している議員の方がそういうふうに使われております。ですから、再議の中ではそういうふうに使っております。金子委員がおっしゃったように、もともと3月3日に可決されたものにつきましては4つの条項だけを追加しております、最終的に議員案第16号で通ったものについては7つの条項を追加しておりますから、多少は増えておるんですけども、もともと常設型の条例に入っていなければいけないものについて、かなり漏れておりますので、そういう意味では、市長サイドの認識としては依然として補足的、過渡的なものとは思っておりますけれども、規則をそこで作りまして、一定、条例と規則がありますので、住民投票ができるという形にはなっております。ですから、それで違法だとか何とかということではないので、今の形で市民投票をやろうと思えばできるということでございます。

◎坪郷委員長 要は、持永さんが言われたように、規則ではなくて条例の中に基本的なことを置くほうが、やっぱり議会の議決を経たほうがよりよいわけですから、そういう問題はありますよね。

ほかの委員の方……。

◎持永委員 そうです。それでも、本多委員のお読みになった市長の臨時会のものは、要するに6分の1、それから投票の有効等に入った修正案でしょう。修正案を出すときに市長がつけた文書。

◎坪郷委員長 その前です。

◎持永委員 違うんですか。

◎伊藤担当部長 可決された議員案2号に対して。

◎持永委員 2号に対して……。だから、それと一緒に出されたわけでしょう。

◎伊藤担当部長 それは修正案ですから、修正案は否決されておりますから、再議の必要はありません。

◎持永委員 そうじゃなくて、否決されたときに、その市長のご発言された……。

◎伊藤担当部長 市長の再議は、可決された議員案第2号に対して。

◎持永委員 2号に対しておっしゃった言葉。

◎伊藤担当部長 そうです。

◎持永委員 そうですか。そうしますと、よく意味がわかります。もしかしたら、議員案の修正案に対して市長案かなと思ったんですが、そうではない。

◎金子委員 ちょっと悩ましくなるんですけども、今のご発言で、付則第2項という項目の中にはかなり市長のご意見が入っていると理解していいですか。

◎坪郷委員長 付則はいいですか。

◎本多委員 これは議員の方全員で議員案をつくったものなので、こちらの市長部局は条例を

つくるときに全然入っていません。その辺で、付則第2項を入れたのは、再議書で理由を述べています。市長の考え、そういったものを加味されて入れたのかなど。基本条例とかはほんとは素案から市民参加で作成して、パブリックコメントにかけて制定していくという手続をする。基本条例的な重要な条例についてはそういうスタンスなんです。今回は議員案ですので、そういった手続が広く市民の方の意見を反映しているものではない。逆に、今回、規則をつくりました。それについては市長部局でつくったんですが、今、パブリックコメントにかけて市民の方の意見を反映させる形でやっています。ですから、手続的には、条例のほうはかけないで規則のほうをかけているということがあります。また、常設型で市民参加条例の一部改正というところで市民投票条例を入れていきますので、本来でしたら単独の条例のほうが市民の方も見やすいし、先ほど事務局からもありましたように、ほんとは条例でうたうべきところを規則にゆだねているような事項もありますので、その辺ももう少し形態を整えて市民の方もわかりやすいようにすべきものじゃないかなと私は思っています。

◎坪郷委員長 それでは、さらに質問がなければ、既に議論は出ていると思うんですが、諮問のことについて我々がどのようにこたえるのか、提言をするのかというほうに入っていきたいと思うんですが、もう一度説明のほう……。

◎持永委員 常設型ですよ。審議会等を経て市民によく説明して、でき上がった常設型ですよ。これをつくるんだという前提ができちゃっているようなんですけれども、それはいいんでしょうか。

◎坪郷委員長 いや、そういう流れがちょっと見えているのは確かにそうなんですが、我々推進会議としてはどうするのかは、皆さんの議論の結果として出したいと思うんです。ですから、論点は、一つは今、言われた点でいいますと、常設型の住民投票制度が必要なかどうかはあるだろうと思うんです。今のところは、議会で条例が改定されたので、現行でも行える状況にはなっているわけですが、それにかえて常設型の住民投票制度が必要があるかどうかは一つの論点になるだろうと思います。再議書の中では、常設型か個別型かの選択を含めて慎重な検討を要するというのが市長の立場であったというのは言われているわけですね。その辺を含めてですが、常設型の住民投票制度が必要かどうかはまず一つの要件です。

もう一つは、今、持永さんも言われましたように、常設型の単独の市民投票条例をつくるということであれば、何らかの審議会や市民参加型の専門委員会を設けて、そこで十分審議をした上でやるのが一つのやり方だと思います。そういう形でやるのか。ある意味では、可能性としては、推進会議でもいろんな議論があったので、ここでやるというやり方もできなくはないんですが、我々の推進会議自体は年4回で、2年間に8回しかありませんから、そういう本格的な新しい条例をつくることをここで議論するとなると、それに時間をとられて、ほかのこと、全体の運営状況についての審議検討ができなくなって、別の体制を考えなければならないので、可能性としてはあり得ますがどうだろうかということですね。そういうあたりが論点にはなるのではないかと思います。皆さんのほうでその点をめぐってご意見はいかがでしょうか。

◎金子委員 最初の直接請求が否決されましたよね。新聞記事等を見ますと、もうこれが施行に移った段階で、同じ市民団体の方々は常設型の市民投票制度に基づいて新たに市民投票の実施を持ち上げるといふ新聞記事がありますよね。そうしますと、例えば次の会議が11月だとなりますと、そういった市民の中の動きが表面化しちゃった後で、我々の会議が何カ月か後に招集されて、全く後追いになるんじゃないかなと。予算なんかの関係で市民参加推進会議は年に4回しかできないんだということかもしれないけれども、その辺を考えますと、持永さんが当初、言われたような、この委員会があってもなくてもどうでもいいんだという扱いを…。当然、事務局としても、そういう市民の動きはもうある程度つかんでおられると思うんですよね。僕は賛成もあれもないですよ。市民団体の方がやっておられること、庁舎はどこにするということであの方たちが進めているのがいいとか悪いとか、そういうあれはないですけども、11月にあれしたら、もう常設型の市民投票が出ているよ、投票は1月だよなんていう話が入ってきちゃうんじゃないかな。

◎持永委員 要するに、成立のどたばたがよく見えるわけですよ。ああ、無理してやっているなど。ということは、何が何でも住民投票の条例をつくりたかったんですね。早く小金井市の市民の考え方を二分しようとしたんです。要するに、住民投票というのは二分する投票ですから、敵味方をつくろうと。なぜかという、市議会議員選挙が目の前にあったから、できるだけこの問題を大きくしようと思って急いだんですよ。だから、直接請求をすぐ市民参加条例の変更と。僕はそこに原因があったと思うんです。多数の議席を持っていますから、彼らの議員案で決められてしまったならば、非常に市民が迷惑するわけですよ。

◎金子委員 今度はもっと多数で。

◎持永委員 そうじゃなくて、迷惑するわけですよ。10分の1ですからね。それを議員全員で100分の13に修正したんです。これは議員全員の考え方だから、ある意味でいうと公平、公正なんです。だから、よくここまで持ってきたなという考え方を僕は持っています。何が何でも悪いというのではなくて、経過が悪いだけであって、内容に関しては、ある程度評価しています。

◎坪郷委員長 ほかの委員の方にもご意見をお伺いしながら進めたいと思いますが……。

◎内藤委員 ちょっと確認なんですけれども、市民参加推進会議の第13回の資料を眺めさせてもらったんですけども、その中で市民投票が「市民本位の市政運営を円滑に進めるための一手法」だということで、市民の意見を直接問う必要があると認めた場合に適用すると。その下のほうに、「市民投票は市民への諮問的な性格を持つもので、その結果はあくまでもこれを『尊重』するにとどまるものであって、市議会及び市長の権限を法的に拘束する力を有するものではない」というのがありますね。2つ目は、地方自治体が地方自治法にのっとり、「3つの方法があります」と。首長案、議員案、直接請求。しかし、議員案と直接請求は市議会の議決手続を経なければならぬので、なかなか難しいよということと、「市議会の権能を侵すものではありません」、市民投票はあくまで参考的なものであって、決定権はありませんとい

うことが書いてあるんですね。「一般に市民投票に付すことが適当な特に重要な政策で」云々と細かく出てきますけれども、先ほど金子委員、持永委員から話がありましたけれども、その辺がちょっと心配かなと。これについて、これが生きているのかどうか。第13回の議事録ですが、その辺をちょっと確認したい。そうしないと先に進めないのかなと。

◎坪郷委員長 地方自治法とか法律でいうと、住民投票、市民投票は諮問的な機能と一般的には理解されているんですね。ほかの国では、住民投票の結果が議会の議決と同じという効果を持つ制度をつくっているところもあるんですが、日本の場合には法律による法規改正ということが必要ではないかというのが一般的な議論なんですね。ただし、条例の中に住民投票の結果を首長は尊重するという尊重規定を置いて、できるだけ結果を反映させるようにというふうに各自治体は条例をつくるという形です。その論点は、推進会議で具体的に、こういう場で議論されたように、整備をされた上で、今、紹介されたようなのが出ている。

◎内藤委員 ということは、持永委員のほうからも冒頭お話がありましたけれども、意見とかそういうものが反映されないんだったら意味がないわけです、ということを書いていました。それで、確認の意味で、私、ご質問させていただきただけです。今、委員長の言われたような方向性であれば、私は納得がいきますので。

◎坪郷委員長 尊重規定を入れる、例えば条項まで入れるというのが重要なところですね。

◎内藤委員 そうですね。それでないと、あまり意味がないんじゃないかというふうに思っているんですけど。

◎坪郷委員長 ほかの方のご意見をまたきちんとお伺いして、それからまた発言いただけますでしょうか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎石黒委員 すいません、私もよくわからないんですけども、今、持永委員のおっしゃった、市議会の選挙にちょっと使われた部分もあるというようなことで、先ほどの市長さんの、この会議が諮問の会議……。

◎持永委員 諮問機関。

◎石黒委員 諮問機関ということの中で、市長さんが、もっと時間をかけてやったほうがいいのではないかと、そういうお考えを持っていらっしゃる……。

◎坪郷委員長 推進会議でも、結論としては、時間はかけてやるという結論だったのでしょうか。市長もそれを受けて、そういう見解を表明されているんだと思うんですけど。

◎石黒委員 この会議の役割の一つとしては、急がずに、もっと時間をかけてやるべきではないかという市長の考えも反映した、今回の……。

◎坪郷委員長 いや、それは、市長は市長の考えがありますけれども、我々は我々で議論の結論として出せばいいと思いますので。

それで、持永さんが言われているように、確かに現実に日本の政治が絡んで動いているわけですが、我々は全体を見渡して、できるだけ先を見たような議論ができればということで、実際に条例は改定されたので、これに基づいて市民投票が行われることが可能なんですが、それ

はそれで、別のもっと長期的な、将来を見渡したような提案が必要ならば、それを我々の結論として出すということはできると思います。政治にあまりにも密着すると、先が見えなくなることがあるので、その点は非常に難しいところだろうと思います。市長の考えと、我々自身がどういう結論を出すのかというのは別だと思しますので。

ただ、我々が出した結論については、市長の附属機関ですので、できるだけ尊重していただきたいというのが我々の意見ということになります。

ほかの委員の方、よろしいですか。

◎森実委員 最初に配られた資料の細かいところは一切要りませんので、私も一応読んでまいりましたけれども、今、いろいろ議論になっている論点に関するところがどうなっているのだけちょっと説明いただけると、非常に理解が速いと思うんですけど。

この中には2年以上続けてやっていらっしゃる方もいるし、市の方はもう何年も継続的にやっておられる。私なんかは、5月からスタートしましたので、ちょっと押し戻すような話で申しわけないんですけども。それで、最後のアウトプットがいろいろ出てきたのがあって、わかりやすくなると思うので、細かい話は時間がないですからいいんですけども、資料の中で、例えば前回の推進会議の中では常設型住民投票の結果、経緯もありますよね。決してその常設がいいとは言っていないわけですね、推進会議の中では、結論としては。そういう流れとか、テーマだけ、結論、行政の詳しい方が説明していただけるとわかりやすいんですが。

◎坪郷委員長 第2期の……。

◎持永委員 概要を申し上げますか。

◎坪郷委員長 近況的なもので……。

◎持永委員 6点ぐらいに絞られると思うんですが、要するに、この小金井市市民参加条例の見直し、改廃、これに関して正しく行われているかどうかという、それを見る委員会が、この推進会議です。この市民投票第6章の第16条、「市民投票」というところに、「市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる。」という、この16条が問題になっている。まず一番初めは、この「別に条例を定める」ということが明示されているのに、別の条例とは何なんだと。これは欠陥条例だという意見だったんです、最初。欠陥条例。何らかの市民投票ができる条例を考えるべきだという、まず最初にそういうことがありまして。

2番目が、じゃあ他の自治体の市民投票の条例はどうなのかというので、たくさん事務局の方に用意していただいて、研究しました。勉強しました。一長一短があって、やっぱり小金井らしいものができたらいいなど。ほかの自治体のまねじゃあどうもいけないし、ほかの自治体がまねをするような条例をつくろうじゃないかと。

3番目に、常設にするか、個別にするかという問題があったんですが、どっちにしても、市民投票の条例があったほうが、自治体として格好がいいというお話が出るんですよ。で、別に格好じゃないだろう、中身だろう問題はという話になって、つくる方向に行っていたんですけ

れども、二者択一、白黒をつける前に、このテーマよりももっと先に、市民に対して情報の提供とか、やるべきことがたくさんあるんじゃないか。いきなり市民投票に持っていくというのは乱暴じゃないか。市民投票を行う前に、もっともっと行政の説明が必要である、いろいろな機会を通じて説明する必要がある。それでもなおかつ、にっちもさっちもいかなかった場合に、じゃあどうするかという話になる。要は、今そういう問題があるかというのではない。

そういうことでもって、とにかく「別に定める」というのは、この趣旨や説明を読んでいくと、個別に起きた場合に、そのときにこの住民投票条例を決めればいいのであって、特に常設というのは必要ないんじゃないか。常設をつくとそれを悪用する人がいるかもというんですけれども、常にこの制度とかそういうことを持ち出して騒ぎ始めるから、常設はむしろそういう人たちのきっかけをつくるので、やめたほうがいいなという話になって、そうだ、そうだとしたんです。

それで、現状でいって、個別的につくるとなりました。じゃあ、今後どうするかというので、自治基本条例を将来作る時に、多摩市や三鷹市がやっている市民投票条例を、この小金井市の条例に、そのままじゃなくて、いろいろ検討して入れたらいいんじゃないかと。それで、そのことに関しては、第3期の市民参加推進会議の方々に任せようではないかというのがあったんです。そこで、第3期の推進会議、今後どうするのかと。2期で結論づけたことをそのまま踏襲するのか、あるいは、一步踏み出して常設をつくっていくのか。市長の意向というのは、今、金子さん、石黒さんもおっしゃいましたけれども、常設を目指しているみたいだなと。

だから、常設を目指すなら目指すでこの委員会で決めて、じゃあどういう手順でもって市民の声を反映した条例ができるかどうかということ結論づけたらいいんじゃないかなと思うんです。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。どうぞ、金子さん。

◎金子委員 16条も、私に言わせると、隠しているんですよ。「別に条例で定める」と。何を隠しているかということ、個別の市民投票条例ということ趣旨としてこの条文が成り立っているわけです。その個別にということ理解すれば、この条文というのはどこもおかしくないんです。だけど、その部分が隠れているんですよ。あるいは、そこまで読めというのは……。

◎持永委員 そうなんです。そのとおり。金子委員がおっしゃるように、今回の、市町村のための市民投票というのは、これは有効なんですよ、個別条例ですから。

◎金子委員 ああ、そうですね。

◎持永委員 これは、第2期の推進委員会の趣旨にものつつているんです。だから、おっしゃるとおり、隠しているわけではなくて、隠れている。

◎坪郷委員長 むしろ、結論が出ない段階ではこの規定にとどめると。その次の展開をまちなすという規定だと思いますけど、基本的には。まあ、隠れているといえば隠れていると思うんですけど。ただ、内容的には、結論としてはここまでだと。今後はこの議論に、次の条例あるいは展開を任せるという位置づけだろうと思いますけど。

◎金子委員 隠れているということを、もっと言葉を変えちゃうと、さっき委員長のご指摘がありましたのであまり言いませんけれども、政治的妥協の産物。そういう部分で、今度の付則第2項には、私は歓迎するんですよ。そんなことはおまえらの仕事じゃないよと先ほど言われたのでね。

◎坪郷委員長 いやいや、そういう意味ではなくて、条例、政策づくりは、政治妥協がいいか悪いかという議論ではなくて、いろいろな意見の調整を経て条例、政策というのはできますから、そういう妥協は当然あると思うんです。

◎金子委員 もっと、やっぱり、僕らのような何も知らない市民が読んで、すーっとわかるような条文にしてほしいな。ああも読める、こうも読めるという、憲法第9条みたいなね……。

◎坪郷委員長 一定のルールで書かれているので、それほどの幅では読めないはずなんです。ただ、それがわかりやすいかというと、わかりやすいとは言えないかもわからないんですが。

◎金子委員 わからないよ、市民は。

◎坪郷委員長 ですから、16条の場合には、「別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる。」ということは、市民投票を行うための個別条例をつくってもいいし、常設可能な条例をつくってもいい、あるいは、まだつくらなくてもいいという3つの選択肢のどれでも将来的に決めればよいということだったと思いますけど。

◎持永委員 私もそう解釈しています。

◎坪郷委員長 あとの委員の方、いかがでしょうか。先ほど持永さんから言われたように、市長がどういうふうに考えているかというのは、別にしてですね、今のこの市民参加条例の中に市民投票制度がもう入りましたので、この現行でいいとするのか、それとも、今回の場合には市民参加ではなくて、議会である程度非常に短期間でやられているものなので、やはりこの規定をもっと、常設型の市民投票条例という形で新たな展開を考えたほうがいいのかという結論を出すのか、あるいは現行でいいという、2つの選択肢がまずあると思うんです。それについては、皆さんがどういうご意見なのかということが、議論の一つの論点だと思います。

それと、常設型のものをつくるという結論のほうであれば、やるのであれば、先ほどの議論で意見が出ましたように、市民参加を本格的にやるような形で議論を積み重ねてしっかりつくったほうがいいのかということであるならば、一つの選択肢は、この会議で内容について検討するのではなくて、むしろ新たな審議会とか委員会を市長が附属機関として立ち上げて、そこで審議をするというようなことをしたらいいんじゃないかと。そういう提言を我々がするのかしないのかという選択肢もあると思うんです。

その中で、市民投票の議論としてはちょっとしてみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎持永委員 この市民投票条例というのは、市政の根幹を揺さぶる重大事件なんです。だから、よほど勉強して取りかかれないと、ああ、市民が投票するんだ、市民の意見を反映するんだというので取りかかっていくと、安易に取りかかるとえらいけがをするという、市民全体がけが

をするという気がしないではないですね。

私、第2期のときに、この市民投票は、これはもういじるな、いじらないほうが良いというような、僕は市民投票そのものに対する疑義があるんですよ。これは原田尚彦先生という早稲田大学の先生なんですけれども、市民投票は慎重に決めなさいよという、決めるべき条例ですよという警鐘を鳴らしているんです。それは、政策論的におっしゃっているところと、制度としておっしゃっているところがあるんですが、ちょっとよろしいでしょうか、紹介したいんですけれども。

政策論的に言いますと、住民投票という制度は、元来かなりプリミティブな政治的意思統合の技法であり、複雑かつ専門技術化した現代の自治行政上の難題を決定するにふさわしい手続とは言いがたい。これが1番目。

2番目が、一貫性、展望性に富んだ統合行政が、個別問題ごとの住民投票によって維持できなくなる心配がある。これが政策論的な心配です。

それから、制度的というのは、1番、十分な資料や情報に基づく冷静かつ多面的な討議が浸透しにくく、勢い煽動家やマスコミによる大衆操作の影響を受けやすい。

その次、住民投票の動向は、一時の情熱や偶発的要求に左右されて、政策的に一貫性を欠いた予想外の結論となることが多い。しかも、大抵は勝敗が僅差であり、かえって市民の間にしこりを残す。

あと2つあるんですけれども、住民投票の結果に責任を持つ者は存在しない。責任を持つ者がいないわけです、結果に対して。

最後の6番目です。住民投票で一たん事が決まってしまうと、再び住民投票にかけなければ覆すことができないため、事態が硬直化する。

こういう理由を挙げられて、市民投票に警鐘を鳴らされているんです。

ただ、つくろう、つくろうという反対側の意見としては、こういうふうな、これは行政側かどうか知りませんが、私はやはり、前からずっと言ってきたように、そんな必要はないんじゃないかという…。

◎金子委員 だから割れているんですか。

◎持永委員 えっ？

◎金子委員 1,800市町村がある中で、三、四十ですよ。

◎持永委員 そうそう。あまり作りたがらないんですよ。だから、あえてつukらない自治体というのは結構あるんですよ。挙げればたくさん出てきます。

◎坪郷委員長 持永委員のご意見でしたが、ほかの方、いかがでしょうか。

◎森実委員 最初のアウトプットというのは、どういうふうに考えるべきですか。概要と規則のアウトプットというのは、5ページ以下の規則は制定されるというふうに考えればいいですか。

◎持永委員 これはパブリックコメント……。

◎坪郷委員長 これは、条例が今回改定されたので、それに基づいて具体的に市民投票を実施するためには、条例じゃなくて規則で定めるという形になっていたもので、市長が規則をつくっているんです。その資料なんです。

◎森実委員 これは市長の案なんですか。

◎坪郷委員長 これは市長がつくった規則案で、これについては、パブリックコメントという形で市民に意見を聞くという作業が行われている。ですから、これはもう動き出しているものなので、これはこういう形ででき上がりです。今の市民参加条例の改定によって、市民投票について、それは実施されるということで今、進んできたところです。

これとは別に、我々推進会議としては、市長から諮問を受けましたので、市長の諮問というのは、先ほどから議論になっている、市長は広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとするというふうに、市長は規則で市長案という形で提案されましたので、これについて、市長が、どういう方法を取り得るのかということをお我々に諮問されたということで、ですから、我々の結論としては、どういうふうに出すか。一案ですが、市長が常設型市民投票条例を市民参加でつくるということをお、とにかく提案するというのが一つの形です。あるいは、現行の市民参加条例で規則に定められて、これから実施できるような形になりますから、それでいいという結論もあり得ると思います。

ですから、その点についての結論をお我々が出して、それを諮問に対する答申とするというのが、我々が今議論している目標です。

持永委員からは不適切だと出ているわけですが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎浅野委員 そうすると、この付則第2項に定められた必要な措置というものの一部として、我々に対する諮問があるということは、この付則第2項はそもそも常設型条例の制定を含意しているわけですから、我々の答申の範囲は、おのずと常設型をどのように実現するかという枠内に既に限定されているということですね。つまり、個別型はもう選択肢から外れていると考えていいわけです。そうすると、常設型の条例を別途定めるか、もしくはこのままでいくか、いずれにしても常設型でいくことにはかわりがない。どっちがましかという、そういう話になります。そういうことですよね。

◎坪郷委員長 まあ、そうですね。常設型の市民投票制度という、市民投票条例をつくるかどうかというふうに、今、論点が当たることになるんでしょうか。

◎浅野委員 とうか、常設型でいくことについては、ここでどのような答申を出しても変わらないわけですよね。つまり、この条例、改正条例自体がもはや常設型ですから、問題は、もうこの規定で常設型の制度として十分であると考えれば、もしくは、不十分なので別の条例をつくらなければいけないと考えるか、そういう選択です。見たところ、明らかに急いでつくったところもありますし、これで十分にいろいろなことをカバーできているとは思えないので、そういう選択であれば、別のものをつくるほかないような気が個人的にはします。

◎持永委員 伊藤部長さんにちょっとお伺いしたいんですけれども、パブリックコメントを始

めましたよね、きのうから。それで、第2期の推進会議でパブリックコメントの規則をつくるときに、一つ一つ検討しましたよね、推進会議で。行政がつくられた規則の案。それでかなり推進委員会の意見、変わっていきましたよね。今回はこのまま行っちゃうんですか。それとも、この規則の案を少しは我々が検討する余地というのはあるんでしょうか。どうなんですか。パブリックコメントのときはかなり修正しましたよ。一行一行。

◎金子委員 次回、11月じゃないの。

◎持永委員 だから、これが決まらないと、公表できない。提出しない。あの18歳以上のいうだけじゃできないです。

◎伊藤担当部長 では、今、持永委員がおっしゃっている部分につきまして、前期のときに、市民参加条例の施行規則がございまして、その改正を検討しました。パブリックコメントをやった部分についても、推進会議の中でお示ししたかと思います。今回につきましては、8月15日が締め切りになっておりまして、どんな意見が出てくるかわかりません。取り入れるものがあれば取り入れて、9月1日が施行ですので、8月末までに最終的には決定しないといけませんので……。

◎持永委員 8月？

◎伊藤担当部長 8月末。9月1日が施行ですから、8月31日には遅くとも決まっていないといけないという状況の中では、推進会議のほうにそれをお示ししてご意見をいただく時間はないと思います。

◎坪郷委員長 今回は、条例の改定自体、9月1日施行というのが、日にちが書き込まれてしまっているの、我々が検討の余地がないというのもあるわけ……。

◎持永委員 施行することは別としても、内容に関しては注文つけられないんですか。例えば、18歳以上とありますよね。16歳以上ではどうなんだというのがありますよね。例えば、そういう付議もできないんですか。

◎坪郷委員長 例えば。

◎持永委員 16歳という。だから、条例が決まっても、それを変更するわけです。

◎坪郷委員長 それは可能でしょうね。この規則自体は……。

◎持永委員 のとっていきますよね。

◎坪郷委員長 変えられるわけですから、こういう形で発足しても、これをめぐって重要な論点があれば、変更することはもちろん……。これから議論はもちろんできますね。

◎持永委員 二者択一ではなくて、三者択一……。

◎坪郷委員長 しかも、この規則自体は、今日、昨日ですか。

◎持永委員 これ、今日ですね、私たち見たのは。

◎坪郷委員長 実際出たのはきのうぐらいですか。

◎天野企画政策課長 総務企画委員会が7月15日ですから。

◎坪郷委員長 15日にこれもできたところですので、我々、本日もらっているわけですので、

だから、8月末までにこの会議ができるかという、ちょっといろいろ難しいところがありますが、これ以降、一部検討することは可能だと。

◎森実委員 現実的なやり方としては、先ほど浅野先生からあったように、まず大枠を決めて、我々の意見を集約した上で、修正のところは、これは僕の意見ですけれども、9月1日に間に合わせてやるというようなこと、我々の労力もあるし、行政の労力も相当かかると思うので、それはそれでとにかくスタートしなければいけない。意見を集約した上で、一定の期間をいってどこから変えるかと。変えるためには、多分、大枠がいいよと。これでいいよというなら、いいよと。ただし、こういういろいろな附帯意見がありますよ、条件がありますよというのは、多分、これがスタートする前には言っておいたほうがベターかなと思いました。

◎坪郷委員長 今日結論が出れば、それは一つのアピールにはなるわけですね。

◎森実委員 年4回というのは、これはもう固定的な話なんですか。

◎坪郷委員長 基本的にはそうなんです、どうしても必要とあれば、それは交渉することになります。

◎持永委員 毎日やってもいいですね。

◎森実委員 大枠でいいよと言いながら、次の11月になりましてこういう条件をつけるんだよというのは、何か変な感じがある。

◎坪郷委員長 ですから、我々の結論として、さっき浅野さんが言われたのでいいますと、常設型市民投票制度を検討するために、市が附属機関を立ち上げて議論をしてはどうかという提言をするか、あるいは、もう現行でいいと。これ以上はすぐに動かさなくてもいいという結論とその2つぐらいの選択肢は今の議論の中ではあったと思うんですが。

今日取りまとめをするのが望ましいんだろうというのも出ています。もちろんこれは、今日結論を出すか、あるいは次回かというんですけれども、タイミングでいくと、やっぱり今日、結論を出すのがよいかもわかりませんが、皆さんの合意ができるかどうかということにかかります。大体2時間を想定していますので、あと23分ぐらいです。その間に取りまとめできればですが。発言される方、委員の方で。いろいろな答申の方向性ということで。

◎浅野委員 大きく2つ選択肢があるということはおおむね理解できるんですけども、現行でいいというふうにいった場合、その下位分類というんですかね、現行のままでいいという選択肢の中にもさらに幾つか分かれると思うんです。例えば前期のこの会議では、自治基本条例とか、そういったものの制定を視野に入れた断り書きが結論の中に入っていますよね。ですから、例えばとりあえず現行のままでいいけど、この手の規定、規則、条例をつくるときには改めて考えると、幾つか条件のつけ方がバリエーションとしてはおそらくあると思うんです。だから、大きく2つに分けた後に、もう少し細かく決めていかなければいけないと思うので、今日、答申をおまとめするって、難しくないでしょうか。

◎坪郷委員長 まだご意見を言っておられない委員の方もおられるので、皆さんのご意見の集約としては、ちょっと時間が、20分であとできるかというのはあると思いますが。

◎浅野委員 今日どのくらいまで集約すれば、到達点に達したところになるんですかね。つまり、常設型の別の条例をつくるというふうに行くか、それとも、現行維持でいくかという、それだけ決まれば、とりあえず今日の宿題は終わりという……。

◎坪郷委員長 その方向がはっきりすれば、ある程度はいいですね。だからそこが、今、浅野さんが言われたように、現行を基本とするとしても、例えば自治基本条例に市民投票を盛り込むということを含めて新しい体制を今後検討する必要があるだろうと、そういうものを入れるか入れないかという議論によって、そちらを選ぶかどうかというのは決まるかなと思うので。

その辺がどこまでできるかということはあるかと思うんですが、結論が今日出なければ、要するに、議論の一応の中間集約をしておいて、次回に最終的にそういう細かい論点も入れた形で集約するということもあり得ると思うので、今日、今言った、大きくは常設型の市民投票条例を目指すのか、あるいは、現行ないしは現行プラスアルファという結論にするかというのは、最終的に固まらなければ同じですので、できるだけ今日は議論、発言をいただいて、次回に最終的に取りまとめるというやり方もあるかと思うんですが。

◎持永委員 過渡期の、比較的不完全な条例、これを議員全員こぞって決めたわけで、議員の合意の中には、やはり市民投票条例というのはあったほうが良いという結論に達していると理解せざるを得ない。つくらないほうが良いという人は一人もいなかったんだなということがわかったわけですから、ある意味で言うと市民の意向だなと思うんです。

あとは、常設型にするのか、自治基本条例の中に組み込むのか、時間をかけて、審議委員会をつくって、そして市民参加の委員会で、常設にするか、自治基本条例に基づくか、それを決めながら、いずれにしても委員会を立ち上げて、じっくり腰を据えて、市民にとってほんとうにありがたいというか、納得のいく条例を制定していただければありがたいなど。我々にとってはちょっと重荷ですから。やっぱり審議する委員会をつくるべきだと、私はそう思います。

◎森実委員 私もそう思います。

◎坪郷委員長 ほかの委員の方、内藤さん……。

◎内藤委員 私も同意見です。

◎坪郷委員長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎持永委員 2年間でやったんですもんね、2期はね。2回じゃないんですよね。

◎坪郷委員長 1つは、今出た意見は、常設型住民投票制度をつくるにしろ、自治基本条例の中に盛り込んで新たな市民投票に関するものにしても、市民参加の別の諮問機関、審議機関を設けて検討していただいたほうが良いんじゃないかなと、そういう内容の答申という方向が、今、意見として一つ出ました。

◎本多委員 そういう方向でいいと思います。今、条例と規則を示されましたが、条例は9月1日施行ですから、その前に、ここで意見を出して、施行される前にまた改正するという手法があるんですけれども、なかなかその辺は時間的な問題で難しいと思います。今後は、市民投

票規則がパブリックコメントを経て、そこで投票制度が動いていくこととなります。その後でどうするかというところを手続的に、こちらとしては、ここの市民参加推進会議においては市民参加条例にのっとりいろいろな手続を踏まれるべきというような意見になると思いますので、そういったところで今後、委員長が言いましたように、別の機関にゆだねるとか、そういった方向になるのかなど。

◎坪郷委員長 いかがでしょうか、ほかの方。どうぞ。

◎須内委員 市民投票、市民参加ってすごく民主主義的でいいなと思うんですけども、さっきお話があったような危険が、情報があまり提供されない中でそれをやってしまうというと、やはりいろいろな問題が起きてくると思うので、専門家を招いて、そのことに対して何か解決に向けて検討するということがよいと思います。

◎坪郷委員長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎持永委員 場合によっては、議員も呼んでいいんじゃないですかね。

◎坪郷委員長 それでは、いかがでしょうか。方向性としては、常設型市民投票制度も含んだ新たな住民投票制度検討のための附属機関を立ち上げて、そこで議論を行うことを提言するというような案が一つあるかと思うんですが、この案でいかがでしょうか。

(「賛成です」の声あり)

◎坪郷委員長 今日はいろいろな意見が出ましたので、その出た主な意見を市長への答申としては盛り込んで、答申をするということも必要だろうと思います。

どういう形にしましょうか。では、今日、出されたの意見の中でちょっと私が提案しましたが、賛成が得られたということで、基本的に今回の答申に対する基本的な結論として、今のような案でよろしいでしょうか。

(「はい」「結構です」の声あり)

◎坪郷委員長 では、基本的には確認しまして、ただ、文章化しないといけないのですが、これについては、事務局が文章化しまして、ある段階で各委員にお送りして意見をお伺いして、最終的に取りまとめを行って提出するという手続は、少なくとも文章化したものを皆さんに見ていただくことが必要であろうと思いますので、そういうふうにしたいと思うんですが、表現なんです、常設型市民投票制度を含む新たな市民投票制度検討のためという表現で大丈夫ですか。よろしいですか。

(「結構です」「いいです」の声あり)

◎坪郷委員長 では、それについて、検討のために附属機関を立ち上げて議論を行ってもらうことを提言する。

この間のことについては、先ほど言いましたように、皆さんの主な意見をあわせて伝えるということにしたいと思いますので、じゃあ、そういう形で事務局で取りまとめて、皆さんにお送りいただいて、最終的には委員長と事務局で最終的に取りまとめてもらって提出する、そういう形でよろしいでしょうか。

◎持永委員 1つ注文していいでしょうか。規則の注文なんですけれども、やはり投票に付すべき事項、これを私は掲げてもらいたいと思っています。条例にもないし、規則にもないし、何でもかんでも市民投票をやるのではなくて、市民投票に付すべき事項を列挙する。細かく1、2、3、4って。例えば、まちづくりに重大な影響を与える事業内容とかね。

◎浅野委員 一応、改正案の18条の3項に、市政の重要事項と、ネガティブリスト方式で、これは対象にならないというふうなことが列記されています。

◎持永委員 重要事項って何ですか。

◎浅野委員 市政の重要事項であつてもと書いてありますから、まず重要事項が前提としてあつて、おっしゃっているのは多分ポジティブリスト方式のことだと思いますけれども、そうじゃなくて、これは対象にしないというものを逆に列挙しているわけですね。ですから、それに対して規則のほうで、これを対象にすると言うことが許されるのかどうかという問題が……。

◎持永委員 それ、どうするんですか。

◎坪郷委員長 条例で、そうでしょうね。

◎浅野委員 条例って、ここ書いてある。規則でまた改めてリスト化する。

◎持永委員 その重要事項とはこうだと、それは無理ですか。

◎浅野委員 法律上難しいような気がします。

◎持永委員 そこまでやりませんか、小金井は。これは市民にとってわかりにくいですよ、重要な事項というのは。何が重要なんだと。だから、市長さんがどっちにするかというのは、これが果たして重要な事項かどうか、私は重要な事項と思わない。

◎浅野委員 ポジティブリストの方式をとらないのは、多分、重要事項は状況に応じて変わっちゃうからだと思うんですよ。つまり、今我々が重要事項だと思っているものは、10年後の重要事項とは随分違っているはずなので、あえて幅を持たせているんだろうと思うんです。一々規定していると、しょっちゅう規定を改正しなければいけなくなるので。

◎森実委員 確かにあれですね、一般の会社でも、重要な事項というのは、僕も会社に規定ありますけれども、それ、定義するのは非常に難しく、重要なという言葉が出てきますね。

◎持永委員 今回のこういう問題が起きたのは、市民参加条例の中に、市民が参加する対象がないからなんです。それから、参加する方法が明示されていないんですよ。だから、こういう議会が独走するような、市民があぜんとするようなことが出てくる。僕は、この市民参加条例は決定的な欠陥があると思う。一体市民は何に参加できるのか、どういう方法で参加できるのかという規定がない。条例に。規則にもない。

◎金子委員 今の持永さんのご意見なんですけれども、これも市民参加条例の、私は一つの欠陥になっていると思うんですよ。協働という項目があるんです。ところが、協働というところでは、拠点の設置という言葉だけなんです。それ以上具体的なことって何もないんですよ。こういう、今持永さんが言われたような、市民におかれた現況下でいったら、協働の推進というのは最重要事項ですよ。そこでしたら、市民というのは参加する具体的な行動をとれないんですよ。

そういうことを、申し送り事項の中に入っていますから、早急にこの委員会の中で議題に挙げて、引き継ぎ事項というのを具体化して行ってほしいんですよ。協働の拠点の設置というのは、現場ではもう具体的に動き始めているんですよ。今年度の予算の中で146万ついて。そういう、片方でこことかわりなく具体的な行動が進んじゃって、今、持永さんが言われたような、市民参加の機会というのが非常におくれをとっている。

だから、私は去年の3月に、市長に直接、私と女房とで行って直談判したんです。「市長、協働の推進本部、本部長になれ」と。だけど、一笑に付されちゃった。そのときの話をちょっと申し上げますと、協働という言葉が今年の施政方針の中に一言もないんですよ。これは何なんですかということをして市長にただした。「平和と同じなんだよ、今から言うことはないんだ」と、こう言われたんです。だったら、今、持永さんが言われたようなご意見というのは出てこないと思うんです。私は全く持永さんの意見と同感です。早急にこの問題を取り上げてほしい。

◎坪郷委員長 それで、もうそこへ行こうと思ったんですが、今、市長からの諮問の件はここで終わりましたので、もう1つ、もう5分ぐらいしかないんですが、前回の会議でも、第2期の推進会議から申し送られた検討事項が3点挙がっているんです。

その1点は、市民参加条例第18条の活動拠点と、今、金子さんが言われた協働のための活動拠点という問題です。これが第1点です。

第2点は、先ほどの議論にも出てきましたが、自治基本条例についてということ。

第3点は、市民参加条例第17条、市民と市との日常的な協働という項目があります。この3点について検討事項として申し送られていますので、これを我々が取り上げていくということで、皆さんからご意見をお伺いしたいんです。

もう1点は、浅野さんが今、副委員長としてこの会議に入っているわけですが、浅野委員の自己紹介で、若者の生活と意識ということで青年層の問題についてご検討されているということなので、市民参加の問題としては、若者、青年の市民参加という問題が一つは議論になるところだろうと思いますので、これは私の提案なんですけど、若者の市民参加という点もあわせて検討事項として加えるということにしてはいかがかと思うんですが、浅野さん、いかがでしょうか。

◎持永委員 外国人の市民参加……。

◎坪郷委員長 もちろんそれもありますね。外国籍市民の方がたくさん在住されていると思いますので、外国籍市民の方の参加という問題も挙げられます。

そうしますと、5つでしょうか。その問題がありますが、この活動拠点とか協働の問題がまず重要ではないかという発言を金子さんから指摘いただきましたが……。

◎金子委員 ちょっと補足。けさの朝日新聞で、こういう記事が載っているんです。政権が民主党に行くのかどこに行くのかわかりませんが、民主党のマニフェストの中で、NPO等の非営利活動団体との協働関係というのをマニフェストの中に盛り込むと。

◎坪郷委員長 はい。それで、今、5つ論点が挙がったわけですが、どこから検討の順番にす

るのかということ、できれば一番最初にどのあたりから始めるのかというぐらいでもピラミッドができれば、次回その準備ができるかと思うんですが、この中では、自治基本条例についてはまだこの推進会議では直接あまり議論されていないんですか。

◎持永委員 そうですね。少しやった程度ですね。

◎坪郷委員長 自治基本条例というのは、現在も新しい条例ができていたりしますので、この点は資料収集はもちろんしていただくということで、時間的には少し先でいいのではないかと考えます。その点からいきますと、どうでしょうか。活動拠点の問題、市民と市との日常的な協働の問題、若者の市民参加、外国籍市民の市民参加という4つのもので、どのあたりから取り上げるかということで、皆様、ご意見ありますでしょうか。

◎浅野委員 前期からの申し送り事項の中に3つ並んで入っているんですが、この3つというのは順番はついているんですか。それとも、順不同ということですか。

◎持永委員 決定の問題というのはまだ先の話でしょう。

◎浅野委員 そうすると、拠点の問題もできる……。

◎持永委員 できるんじゃないですかって、僕に聞いてもわからないですけど。つくるはずです。

◎坪郷委員長 拠点自体まだもう少し先ということだという状況ですが、いかがでしょうか。

◎本多委員 できましたら、浅野先生の若者の生活意識という、そちらのほうから1番目でどうかと思うんですけど。

◎坪郷委員長 今、という意見が出ましたが、ほかの方、いかがでしょうか。

(「賛成です」「いいです」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、まずは、第1には、若者の市民参加ということについてとして取り上げると。次回、この点について、まずは議論を開始するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 あとの問題については、今、ちょっと十分時間がありませんので、次回に決めさせていただくことにしたいと思います。

ただ、状況が変われば順番も変えなければならないということがあるかも知れませんので、まずは若者の市民参加から取り組むということで、これについては、まずはその現状と問題点のような形で浅野さんから報告をしていただくということでいかがでしょうか。

◎浅野委員 小金井市、それ自体については私も特別の小金井市のことを調べているわけではないので、ちょっと難しいかなという感じがします。現実問題として……。

◎坪郷委員長 現実問題として一般的な問題をまず取り上げていただいて……。

◎浅野委員 それか、市役所のほうで把握されているトピックがあればご紹介いただきたい。

◎坪郷委員長 市役所のほう、どうですか。若者の市民参加、あるいは、何か資料とか、少し準備をしていただいて。では、そういう形で準備をしたいと思います。

それで……。

◎持永委員 もう一回、条例の見直ししませんか。

◎坪郷委員長 そうですね。皆さん、一度は読まれたと思うんですけども、市民参加条例をもう一度読んでいただいて、今回改正の点もありますが、この条例の全体的な見直しについてもこれから議論したいと思いますので、その点も課題として挙げておきたいと思います。

◎森実委員 先生、若者というのはどういうイメージなんですか。例えば年齢とかですか。

◎浅野委員 はい。それがなかなか難しい問題で、例えば官公庁の統計でも、若者と銘打った統計の年齢幅って結構幅があって、例えばあるものは16歳から29歳なんですけど、別のものは20歳から30とか、いろいろな幅がとられているので、明確に制度上これが若者であるという定義があるわけではないんです。ですから、トピックごとに若者を取り出すことになると思います。例えば、政治に関することであれば、有権者を取り出すわけですから、例えば20代の若者、20代ということになるかもしれませんし、あるいは、教育ということであれば、もう少し下も含まれるでしょうし。なので、一般的に若者はこうであるというふうに言うのはなかなか難しいところがあるかと思います。

ここでやるときに問題になるのは、先ほど持永さんがおっしゃっていた、16歳か18歳かという問題があると思うんです。16か18か20かという……。

◎持永委員 16というのは、義務教育終了を目指していたんですね。だから、将来性のある層なんです。

◎坪郷委員長 ヨーロッパでは16歳から選挙権というのが議論され、実施されている国もあるので。

◎持永委員 そうそう。世界的に……。

◎森実委員 そういう議論をするのに、役所のほうから市民の人数のデータとか、そういうものは必要なんですか。

◎浅野委員 簡単な人口とか世代のデータはウェブサイト上に公開されていて、一応私も見たんですけども、ただ、近隣の他市の比較とかはしていませんで、例えばどの年齢層の人口が際立って多いとか少ないとか、そういうことは私もちゃんと把握していないんです。なので、小金井市のことについて特別に語るのは、ちょっと私には難しいなど。

◎森実委員 私もふと考えたんですけども、若者というファンクションの中に、さっき話していました外国人が入ってくるんです。

◎浅野委員 入ってきますね、確かに。

◎森実委員 小金井市は留学生が結構多い……。

◎坪郷委員長 そうですね。

◎森実委員 もし役所にデータをお願いするのであれば、ワンセットでお願いしたほうが二度手間にならない。

◎坪郷委員長 そのあたりのことも含めて、それでは、2の市民参加条例運用状況等についての項目はこれで終了とさせていただきます。

ちょっと時間が過ぎておりますが、次回の推進会議の日程を決めたいと思いますので、一時休憩にして、決めてから再開させていただきます。

(日程調整)

◎坪郷委員長 それでは、再開をいたしまして、次回の推進会議の日程は、11月25日水曜日、6時ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、そういう日程にいたしたいと思います。

今日は2時間の予定で時間を過ぎてしまいましたが、本日の議事は以上で終了いたしました。本日はこれをもって閉会いたします。長時間、どうもありがとうございました。

(午後8時8分閉会)

第2期市民参加推進会議における市民投票についての議論（概要）

第13回平成19年10月30日

(2)市民投票について

〈質疑〉

- 市民投票をするとなった場合に予算がないからできないということにはならないと思うので、小金井市にとって住民投票の規定がある限りはどのような住民投票がふさわしいのかということから入っていきたい。当初この第16条に「市は別に条例で定めるところにより」という文言があるのに、「別に定める」ものがないということから市民参加のためには、大事な住民投票規定というものがあつたほうが良いと考えていたが、この資料を見ていると、地方自治法の直接請求による住民投票となんら変わりはないのではないかと思った。しかし第16条の主旨を読むと地方自治法に基づき施行するものとは違うとある。地方自治法の直接請求とどこが違うのか違う投票方法があるのかどうか教えていただきたい。
- この主旨に書いてあるとおり、発議するきっかけは有権者の50分の1以上による直接請求と、議員定数の12分の1の議員であると地方自治法によって決められている。だが、それとは別に必ずしも50分の1以上の連署でもって直接請求する以外にもう少し緩やかにというか、もっと範囲を広げることを含めて、自由に市民の意見を直接投票行動に結び付けることができるのではないかというのが今盛んに言われている住民投票である。方法は公職選挙法に基づく形にいろいろある。
- そういう方法でもって異なると解釈してよいのか。そういう方法を入れた場合に直接請求と異なるという意味にとって良いのか。
- もっと自治の観点からいろいろな考え方を反映させていいのではないかということだ。自治法に基づくものとはまた別に個別課題の場合それが投票行動にあうのかどうかということがあるので、何を課題にするのかということでも全く違ってくる。
- 異なる概要はわかったが、たとえ、その異なる条件を入れてもこの住民投票にいたるシステムは変わっていないということか。
- そこのところは相当違う。地方自治法の住民投票というのは50分の1の部分はない。これは条例の改廃請求を議会に働きかけるというだけのことであり、地方自治法の住民投票というのはリコールの場合である。こちらは決定的な効果を持つ。この住民投票というのは丸ごと首長を辞めさせてしまおうとか、議員を全部辞めさせるか、解散させるかというような話の住民投票である。それに対して、各政策を問う案件というのがこの50分の1の条例の制定・改廃だが、これは請願に近いものであってその後の処理は市長なり議会なりがやるということで大概是否決されるということが多かったりするが、ここで議題になっている市民投票というのは一定の

案件について、まさに投票を行うということである。投票者の範囲も地方自治法とは関係なく決められるということで、地方自治法の住民とは違うところの市民というのを観念してそれによる投票を行うということは、直接参加のイメージが強いと思う。首長や、議員を辞めさせる必要はないが、特定の政策については住民の意見を聞いてほしいという場合、まさに有効な手段であり、地方自治法の住民投票とは相当違うものということができる。これは政策に市民が参加し、決定力はないものの、事実上は、相当の影響があるもので、具体的な政策を問うことになる。たとえば、合併の賛否などの住民投票は、法的拘束力がないのがほとんどだが、市民が過半数反対すれば事実上できないことになる。最終決定権は首長なり、議会なりが持つと思うが影響力は大きい。

- そのとおりである。そのためテーマが大事になってくる。ちゃんと二つに割れるような、単純なイエス・ノーで言えるテーマでないとなかなか難しい。今回の議題は、それを一般の条例として常設型にするのか、事件がおきるたびごとに個別に対応するのかということが課題になる。資料の第16条の条文の流れから見ると、「市は、別に条例で定めるところにより」と、こういう書き方をしているというのは、個別の案件ごとに対処するというよりも手続等が定まった常設型を用意したと理解するのが素直な条文解釈と考える。この辺は条文化したらそちらの読み方にも差し障る気がするが。
- 両方とれるのではないか。つまり、個別課題が出てきて、しかもそれを市民投票にする場合については、改めて条例を作ると。一方、市民投票という制度自体を常設として条例化するというふうには、拘束されてしまうのはまずいので、どちらでもある程度可能なファジーな状態にしているのではないか。なぜかということ、市民投票自体が、まだ制度として定着していないことがある。
- 住民投票制度は必要ないのではないかと思う。常設型を作ったとして、直接請求と大差ないのではないかという理解があった。それならば常設型など作る必要はないし、個別の場合も誰からの請求で作りに上げられていくのか、策定時に第18条の「市長が」が「市は」に変わったが、この主人公は「市長並びに議会」ということだ。ここに住民が入るのか入らないのか。住民が入って初めて協働になるのではないか。この「市は」の意味をどう整理されたのかということで、住民投票のこれからの作り方がどうなっていくのかわかるのではないかと思うが。
- 自治法上、「市」と「市長」というのは全く違う。団体と機関というふうには一般的には言われているが、「市」というのは団体で、「市長」というのは機関である。簡単に言ってしまうと「市」のほうが重い。たとえば国では法律を作るが、市では条例をつくる。それは議会の議決を経ると自治法で決まっている。その下の規則は議会の関与は必要ない。市長の裁量でできる。また、たとえば土地の売買などの契約関係も、基本的には団体として市が買い入れる。小金井市が契約を結んだのだと。そのあとに小金井市代表 小金井市長とくる。ここでいう「市は」というのは、それだけ重いという風に考えていただきたい。
- 実施主体は市ということなので、これは市民が、議会が、市長がと、もとの素案に三つ書いてあるが、第16条のもとでも可能な意味で書かれたのだと考える。制度

化にあたっては、市民を含めて可能と思われる。そのように理解してもらい、どのような制度化をしていくか（常設型か、個別型か）の議論に戻りたい。

- いわゆる摩擦が起きたときに解決する手段として、前もって準備するか、そのときに退避するかと言うことが大きな論点ではないか。個別型設置というのは、すでに摩擦が生じた後の解決のためという趣旨が非常に強い。これに対して常設型設置というのは、将来摩擦が起きるであろうと、そのときに住民が政治に参加する道筋を設けようという趣旨であると思う。住民参加という趣旨に素直に沿う形をとるならば、やはり常設型ではないだろうか。三鷹市などは、基本条例の中に1か条入れるだけで住民投票について規定がされているが、せっかく住民参加条例という立派な条例が作られているので、ここの部分に最低限のものを入れる形で常設型とする、もっと細かいところに対しては別途条例を定めるなり、規則で定めるなりなど、せっかく作られているこの参加条例に手を入れるのも良いのではないかと。
- 住民投票というのは非常手段だと思う。市民が右か左か分裂するような非常事態を除けばこういうことは望ましい問題ではない、後にまでしこりを残すのではないかと考える。できればそういうものではなくて、参加条例の案件の方をできるだけ増やして行ってこれを公表する方向に持っていったほうが良いのではないかと。むしろ、今までの住民投票があった事例を全国から集めて資料にし、小金井市として、あり得ることかあり得ないことかを協議してから考えていったらどうか。
- すでに「別に条例で定める」と書いてあるので、ないこと自体がまずおかしいのではと素直に思ってしまう。個別型の住民投票というのはすごく重要な問題の時に起こっているのに、そこでさらにまた条例を作って検討するというのは行き当たりばったりのイメージが強い。だから、常設型のような形で、他の運用の規則などの方法で個別対応はとれるのではないかと考える。そのようなある一定の大きな風呂敷のようなものを作って個別の案件が発生したらそのときにまた検討するなどをすれば常設型で作っておいても良いのではないかと思う。
- 常設型の場合作らないほうが良いと思う。他の自治体のも一長一短の感じがして、かえって作らないほうが良かったのではということが起こり得るのではないかと思う。常設型というのは拙速で決めるものではないと思うので、小金井としては様子を見たほうが良いのではないかと。住民投票の必要ができれば個別でいいだろうと思う。
- 問題内容によってやり方が、まったく変わってくるということがあるので、すべて一緒くたにして規則なり、条例なりを作るのは多分無理だと思うが、市民一般の人たちの権利みたいなものを認める形では、意思表示ができる何らかの方法を作っておくべきだと思う。そうすると折衷案ではないが、あまり細かいところまでは決めないでおくが、住民が反対なり、賛成なりの意思表示をする場所があることは明確にしておくという方法を考え、それを問題内容によって、その時々で審議するというような形に、ファジーという形にせざるを得ないのではないかと思う。
- 常設型を掲げた自治体で、実際住民投票が実施されたと言う事例は多分ないと思う。これに対して個別型というのは、摩擦が極限まで達して政治の世界を超えて、足し

て2で割るとか、第3の道を探るといことがほぼ不可能な状況の中での二者択一を迫ってきたときの投票という形といえる。そういうことを考えてみると、常設型を用意したからといってこれを使うためには様々な条件が当然あるわけだから危惧するようなことはあまりないのではないか。それと同時に住民投票に対する住民の理解というものが当然必要である。住民投票そのものは悪用されるというよりは、住民の意見を聞く代議制の補完として用意されるべきではないかと思っている。

- 常設型の住民投票を準備しようという論議になってくる時に、他市の条例を調べてみると何度読んでも明確にできない部分、要するに住民投票のできない事項があり、このできない事項というのがもっとも住民投票をしたいところである。
- 常設型で作っておいたほうが良いと言う意見を一市民として持っている。議会などに任せておけないような事態が起こった時に、住民投票などの市民の意見を表明できるような制度がないのは非常に心配だ。また、今のところ想定されなくても、小金井市が先進的な市という誇りを持つようなそういう面でもぜひこの機会にある程度のもをつくっておいたほうが良いと思う。個別型であると、時間的な制約もあるし、既におきている問題が見えているだけに、逆にある一部の都合のいいような意見で条例を作られるのではないかという心配がある。大きな問題が見えていない現段階でおおよそのものを作っておいて、本当に必要になった時に具体的などころを後から決めるような形が良いのではないか。
- どの程度の効果があるのか疑問である。法的な拘束力はないが尊重するという言葉がある。尊重しなかった場合どうなるのか。訴訟することが別途できるということか。
- もともと法的拘束力がないという形で作れば、そのような訴訟はできない。
- 法的拘束力がないということが住民投票の前提条件となるのか。それは議会を越えられないからだという理由でそういうことなのか。
- 学説上いろいろな議論があるが、このような場合は訴訟というよりリコールしかない。丸ごとやめさせてしまうという方法に住民が高まればそういう方向にいける。それゆえに事実上、大概は非常に影響力がある。その意味で極めて慎重にやらないと本当に混乱がおきてしまう可能性もある。その点、どんな拘束力を認めるかと言うようなことも一応議論しながら、常設型にするのか個別型にするのかということを考えてもらえればよいと思う。
- そういうことであれば、とりあえず入れ物を作っておいたら良いと思う。
- 何分先進的な取り組みということなので、これから良いものを作っていくという方向が良いと思うが、ここでは諮問するという役割があるので、両論併記ということもあるが、常設型についてご意見を伺いたいがどうか。
- 資料によると、常設型でも実施事例があるので、どのように実施されたのか調べて検討材料にするのも良いかと思う。結局常設型というのはある程度広い枠でやるわ

けだから、何か具体的な例が出たときは、それに基づくすり合わせを必ずやるような仕組みになるのか。または具体的に手続を定めるようになるのだろうか。

- 常設型の一つのモデルというのは、三鷹市の自治基本条例の条文に入っているのが最低限入れるべきことなのだと思う。日にち、請求の手続、投票権者は誰なのかなどである。投票権者は選挙とは違って、いわゆる有権者よりも拡大するという傾向は、もともと住民という概念はそういう概念であるのでこれに沿った形になっている。一番争いが出てくるのは、有効得票数、あるいは法的効力はないといえども、影響力はものすごいものがあるので、住民の声という形である。有効得票数が何%を超えたらそれが住民の声なのかというのは、常に大きな問題になるところである。
- まだ常設では早いという意見なので、個人的には個別型である。もう少し他の自治体を含めて、ある程度、相対的に制度が定着したら常設でも良いが、定着しない中では課題が起きた段階で、どうしても市民の意見を聞く必要ができてから初めて条例をつくっても良いのではないかと思う。もし、小金井で常設型をとるのであれば市民参加の一環として、市民参加条例の中にこの住民投票の部分も条文として組み込めば独立したものではなくても良いのではないか。常設型を作るのであれば時間をかけて議論したほうがよい。
- 最初に、この市民参加と言う話を伺ったときに、市民がこの小金井を全体的に良くしようという観点で、いろいろな意見を出すルートなり、仕組みなりを作るというような事を話し合うのかと判断していた。そういう意味で市長のリコールとか、何億何十億といった事業をやるといった大きな問題だけを住民投票するのではなくて、ごく一般的な、市民の日常の事柄についての案や意見が入ってくるルート、市民参加とか、住民投票という硬い言葉ではなくて、もっとやわらかい言葉で、小学生以上などでも意見が言えるようなルートを作ると、市政が明るくなるのではないかと思う。

【結論】

- ◎この件に関しては次回以降に引き続き継続審議する。

第15回平成20年5月13日

■市民投票について

- 小金井市の市民参加条例では、第16条に市は別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができると規定している。市としては、個別条例によりその都度対応するという考え方のようだが、委員の中には常設型の市民投票条例を作ったらどうかとの意見も出されていたので引き続き審議を行いたい。

〈質疑〉

- 多摩市は投票資格者がいないということは、投票の形式は記述がないのか。
- 多摩市の自治基本条例第5章で住民投票を規定している。第28条で住民投票を行う場合は、条例を別に定めるとしており、自治基本条例には投票資格者の規定がない。

- 常設型、非常設型それぞれのメリット、デメリットがよくわからない。その市がどういふところのメリットをとって常設型を選択したのか、また、非常設型を選択した市はデメリットのほうが重要なことだったのでは、などと考えるが、そのあたりがわかると判断の材料になるのではないか。
- ある大学の先生の論文の中に若干の説明がある。常設型の条例の場合、条例の定める案件が生じた場合に一定の仕組みで住民投票を行うことになるため必要な場合に、迅速に対応できるという利点があり、他方、住民の投票は安易に利用されるべきではないとする観点からは、各主体間の十分な論議がされないままに住民投票が行われるという可能性も否定できないところである。個別条例の場合については、住民投票の案件ごとに新たに条例の制度設計をするという大きな労力がかかるものであり、常設型の条例と比較すると、住民投票の可能性は一般的に低くなると考えられる。また、案件ごとにその都度住民投票を行うかどうかを判断することになるため、提案者が投票結果を予想して自分に有利な場合に提案するという可能性も指摘されている所であると書かれている。
- 個別と常設と、もう一つなしというのがあると思う。小金井市の場合は、一応条例でうたっているけれども実際にやるときは別に定めますよという、そういう条例になっているが、それでよいのではないかと思う。市長の提案があり、議会の提案があるが、市民からの提案はないのか。
- 直接請求がある。
- 直接請求という形ではあるが、市民投票を請求するというものは、まだ小金井市は設けてない。今までの事例だと、常設型にしる、市民からの要求で提案されるにしる必ず市長の提案、議会の議決というのがある、ほとんど議会で否決されている。その労力が一定のPRにはなるけれども、確かな実結果として結びつかないというのが現状だと思う。現状では地方自治法で小金井市としては事足りる。あえて住民投票の条例を新たに設置する必要はないのではないか。市民の発議でそれが実行に移されるという市民本位の市民投票であれば賛成だが、そこに制約があつて結局だめだというのであればもう少し時期を待ったほうがよいと思う。
- 市民投票の対象となる事案がどの程度のものかというボーダーラインの引き方そのものが難しい。
- 常設型の住民投票条例というのは、あつたほうが格好はよい。しかし実際住民投票をやることになったときに住民が一生懸命勉強して、盛り上がったというのはよいことだが、町議会選挙とか、町長選挙のときになんで勉強されなかったんだろうと思う。基本的に市民主体というのは主権者だということけれども、主権者が主権者たるところというのは、市長選挙とか、市議会議員選挙で、実際はなされているわけで、自ら選んだ市長、市議会の判断がおかしいじゃないかというのであればそれは、自分たちの選挙が間違っていたのではないかと。これは市民の意識の反映ルートの単なる二重化になってしまう。

- そこは、議論があるところで、市長とか議員というのは人そのものを見て選ぶ。一定の政策で選ぶということもあるが、多くは人を見て選ぶ。住民投票というのは特定の案件なので、市長なり、議員なりの人となりは信用できるが、この案件についてはどうなのかという場合もあると思う。その場合リコールという制度を使うと、これは全面否定になってしまうのでなかなかできないという所で、その住民投票は、それなりの有効性があるということが1つの考えだ。ただ、代表民主性が本来のルートだということになれば、一票の価値で政策も問えという意見もあろうかと思う。
- 自分も含め、日々それほど志高く生きているわけではない市民は選挙の時に全員投票に行くわけではないから投票率は非常に低くなってしまいうわけだが、そのことと今回のゴミの問題のように、問題が自分の身に降りかかってきた時とはまったく別問題だと思う。
- 別のこともあるが、大概是別問題ではなくて長年、市民が選挙を通して意見反映してこなかった結果が財政の悪化につながり、それがゴミ問題につながったりするということだ。基本的に行政というのは予算というものを持っている。予算を決めているのは議会なので、普段から議会にきちんと興味を持ってそこで意見反映をしていかななくてはならないのではないかと。予算に特化した言い方をしたが、基本的には普段の市民意識とまるでかけ離れたところに、住民投票だけを持ってきても整合性が取れなくなるのではないかと思う。
- 住民投票に持ち込まなくてはならないという事態そのものが異常だ。それは行政と市民とのコミュニケーションがかけていることにほかならないからだ。よく安易に住民投票で白黒つけようじゃないかという人がいるが、住民投票に対しては、もっと学習しなくてはいけないし、論議しなくてはならない。それから選択される機能であって、住民投票以前に住民が行政に対して行動を起こす、意思を伝える手続が拡充されるべきではないかと思う。この市民参加条例の中にはその辺をあまりうたっていないが、住民投票以前に住民のフラストレーションの緩和を図る、行政が理解を示す機会があってもいいのではないかと。そうしなければ、結果が出ても「尊重する」で終わって「実行する」にはならない。結果に結びつかない住民投票は無意味であるから要らないと思う。
- 何らかの形で住民投票はあったほうがよいと思う。両方の意見が出ているのは、住民投票そのものが持っている課題である。間接民主制の一番は話し合いだが話し合いでは決断できない事項の場合、住民投票となる。副作用もあるが、細かいことは、別途定めるようにしても、今の時代だから大枠は作る必要があるのではないかと。
- この市民参加条例は完全に個別型を想定して作られているので、小金井市はやりたくないんだろうなという印象を受ける。
- こういう住民投票をするためには、色々な条件作りをしなくてはならない。その一つにはこの市民参加推進会議などもそうであろうし、地方自治法が定めたルート以外のものを作ろうというのはいろいろな所で、今検討されている。大まかな手続だ

けを設けるというのにも必要だと思う。

- いろいろの意見が出たが、今の段階で集約するという事は難しいので次回も引き続き協議したい。

第16回平成20年7月18日

(2)市民投票について

■ 委員長より今後の会議でどのような対応を行うかについて方針案の説明

- 本件については、第13回から第15回まで3回にわたって一定の審議をしてきた。現委員での会議はあと2回であるので今後の対応については次の3点が想定される。

- ① 市民投票を行う場合は、別に個別条例を定めるという、現在の市民参加条例の第16条の規定のままでもよいとし、今までの経過を会議録にとどめるということで終了する。第16条の規定にあるとおりのままとして、市民投票を行う場合は、すべて別の個別条例で定めるという形で終わる。ただし、今までの議論の経過は会議録にとどめる。
- ② 条例の第16条を改正して多摩市、三鷹市の自治基本条例の規定程度の住民投票についての規定を盛り込むことを提言する。これは、多摩市や三鷹市の自治基本条例にならなければならないことだが、重要なところは、多摩市の場合は、住民の総数の50分の1以上の連署をもって住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができるという、これは地方自治法上の直接請求と同じようなものである。三鷹市の場合は、地方自治法より投票権者を広げていて、市内に住所を有する満年齢18歳以上の者において、総数の50分の1以上の連署をもって条例案を市長に提案して、住民投票の実施を請求するという形のものである。このような、自治基本条例にある程度のを盛り込むことを提言する。
- ③ 常設型の住民投票条例を制定することを提言する。ただし、この場合には、このような常設型の住民投票条例案というのを、もう少し内容を詰める必要がある。

〈質疑〉

- 常設はあえてないほうが良いと思う。それから、他の自治体でこういうふうに行っているから同じようにというのは、安易過ぎると思う。3つのどれをとるかと言われれば、地方自治法に倣う。必要なときに英知を絞っていくということが一番良いと思う。前回の審議会のときも、住民投票の条例はあったほうが市として格好が良いのではないかという話があったが、中身が一番大事なのではないかと思う。そうすると、今、どういう形のものを作ったとしても、議会の否決があれば投票成立しないし、投票が成立したとしても、市民の意向、意見は明確になるが、それはテーマに対して拘束力がない。だから、それを超えるものが作れるならば大いに情熱を燃やすところだが、全国的に各自治体の市民投票、住民投票というものの熱は、合併などは別として、だんだん薄らいできたのではないか、住民投票そのものの限界というものを大勢は知り始めたのではないか。時間、労力、財政的な面、そういうものを費やしたにしては、いま一つ効果が出ていないというのが現状ではないかと思う。どういう形にしる、今、作らなければいけないのかということには非常に疑問を持つ。もし、どうしても作るのだというならば、4つの問題をクリアする必要がある。それは、①結果に拘束力を持たせる。拘束力を持たせて、それには予算が

組めるのかというところまで詰める必要がある。②署名数。この請求の署名数が一定の数を超えた場合は、市長も議会も住民投票をしなければならない、拒否できない。これは、憲法とか地方自治法に抵触はするだろうが、これだけの数が集まったから、投票しなければならないという決め方。③投票権者について。できるだけ幅広く、外国人も含め、未成年も一定の人は認める。なるべく多くの人の参加を促す。④拘束力をどこで持たせるかということ。投票総数の過半数の賛成。それから、この過半数の数が全有権者の3分の1を超える。そうした場合は、その結果に対して拘束力を持たせる。

以上の4つがクリアできれば、作るに値すると思う。少々暴論かもしれないが。

○市民投票条例を安易に作られてしまうと嫌なので言うのだが、条例を逆手にとって、利用して、自分の勢力をつくろう、あるいは自分の仲間を増やそう、そういうものに利用されるのではないかという危惧を持っている。選挙が近づくと、市民参加というのを声高に言う人たちが出てくる。市民参加の最大のテーマは市民投票だ。これを題材にして署名を集めたりして選挙運動をする。そういうものに利用されたらいけない。利用してどこが悪いのかという意見もあると思うが、なぜ悪いかという極論かもしれないが、市民参加を声高に訴えていても、選挙が終わったら静かになる。その続きを何も言わない。それで、選挙が近づいてくるとまた始める。以前にもそうすることがあり、また出てこないとも限らないので、安易につくるのは心配。常設することになればなおさら心配だと思う。

○今のところ拘束型というのは、合併以外はなく尊重するという尊重型、諮問型住民投票だ。これで実効性があったのは、例の巻町の原発誘致反対の場合。巻町では原発ができなくなってしまったが、それ以外は、国との関係があったりするものが多くて、例えば沖縄などは、可決されても当然国との問題があって市長が辞職したり、沖縄県のも結局は実施されなかった、実効性を持たすことができなかったと思う。他にも例はあるが確かに実効性があったというのは、少ないかもしれない。ただ、住民投票をやるということで、住民の方がいろいろ勉強するというのは事実だ。そしていろんなことを調べて、いわゆる地方自治に対する理解が深まっていくことはあると思う。案件によると思うが。

- 一般的に投票自体に拘束力を持たせているところが少ない、あまりないのか。
- ないと思う。合併だけはあるが、それ以外はできないという解釈をとっているのだと思う。
- 要するに首長の権限の問題だ。首長の権限を侵してはいけないという法律があるから、この範囲内でやらないといけないので力がない。
- そこも解釈の問題なので、条例でつくればできないこともないとは個人的には思うが。
- さっき言った4つの問題点にもう一つ加えたいが、住民投票のテーマに除外事項は除く。要するに除外事項は設けない、住民が問いたいものはそのまま住民投票になる。

- ネガティブリストを作る場合と、ポジティブリストを作る場合と大体2つぐらいあり、いずれにしても一定の除外事項があることは確かだ。
- むしろそういう話をもっと現実的に、こういうことについては市長の管轄部分を求めないという除外規定をつくっておく。投票で結果が出たとしても、検討の段階のところもあるだろうし、非現実的であるという項目については、あらかじめ除外規定を設けておいた上で、常設型市民投票条例というものを設置しておくのはいいのではないかと思う。
もう1点、市長に対する答申よりも、もう少し踏み込んだ話をするもとなれば、議会に対して条例案として提出しなければいけない。議会に対する答申。議会で決議を受けないといけない。当然、否決されるにしても、行政に返されるにしても、それは議会の判断として否決されるという形をとっていけば、議員も、それなりに緊張感を持って投票結果は受けるのではないかと思う。そうしておけば、多分、次の市議会選挙にそれが生きるだろう。
- 以前、どちらかというとき常設型のほうがいいのではないかという意見を言ったが、小金井市の今の段階では、第16条にあるままにして、この議論は終了という形が良いのではないか。何でもない平時に何らかのものをつくっておいたほうがいいのではないかと考えていたが、たとえば有効得票者数が何分の1以上にするかなどと、その時点で一生懸命議論したとしても、実際に問題が起きたときに、果たしてそのとき議論したことが当てはまるのかどうかということは疑問である。何もなかったところで議論をしても、結局は意味のない議論で終わってしまうことも考えられる。今ここに既に第16条に入って、一応は明文化されているので、その範囲で置いておいて、実際に大きな問題がおきてしまった時に、それに応じたものをつくるというほうが実際的だと思う。
- 今の流れでいくと、地方自治というのは、分権型ということで、市民投票制度自体はいいが、議会の権限とか長の権限を抵触しない、法的に抵触しないということになっている。現行の中では第16条に別に定めるという形にせざるを得ないのではないか。
- まず条例を制定する。自治基本条例などで、50分の1の署名があれば直接請求として地方自治法上の制度でも有効なので、その後市長が意見をつけて議会に付し議会が賛成ならば可決する。そして実際に投票を行うことになる。だから、必ず条例をつくるということになる。
- 市民投票をやりたいという理由を、市民の側を通すとすると請求権の行使か。
- もちろん陳情もある。法的な仕組みとしては。
- 陳情の場合はあくまでも起こす理由は市長なり市議会なりということになる。それは市民投票の制度がないのに等しいのではないか。小金井市の場合にはあり得ないかもしれないが、議会と市長が激しく対立するときに、市民に聞いてみようということに使うための条例なのではないかというふうに思ってしまう。

- 逆の意味だ。第16条による限りは、条例が要るわけだから、市長単独ではできない。ただ、例えば多摩市などは市長が自発的にできる、議会は12分の1の議員の賛成を得ればできる、住民は50分の1という規定を自治基本条例に3つ置いている。

【結論】

- ◎ なかなか結論は出ないので、今回は意見を出し合ったということで、次回に継続審議。

第17回平成20年11月11日

(2)市民投票について

■前回の会議でこの件についての対応は以下の3つ程度が想定されるとされた。

- (1)市民投票を行う場合は別に個別条例を定めるという条例第16条の規定のままよいとし、会議録に議論の経過をとどめることで終了する。
- (2)条例第16条を改正し、多摩市、三鷹市の自治基本条例の規定程度の住民投票についての規定を盛り込むことを提言する。
- (3)常設型の住民投票条例を制定することを提言する。この場合はもう少し規定内容を精査する必要がある。

各委員から意見を求めた結果、集約するに至らず今回の会議で引き続き審議を行うということになっていた。

今日の段階で、常設型を提言するということは困難と思われるので、1番目、2番目について発言をお願いしたい。

- 前から申し上げているとおり、今の小金井市の現状からいって第1の対応でよいのではないか。将来、自治基本条例を作る時に住民投票の項目は検討された方がよいのではないか。
- 別に条例を定めてといっても、ずっと別に条例を定めていないというパターンもないことはない。

【結論】

市民参加条例の手引、第6章の市民投票の趣旨のとおり現状のままいく。ただし、自治基本条例が制定されるときには他市の自治基本条例程度の規定にしていく。

市民参加条例の一部を改正する条例の可決までの経過

1	平成20年10月28日 ～11月27日	「駅前庁舎の是非を問う住民投票を実現する会」署名収集 (法定収集期間1か月)
2	平成20年12月2日	選挙管理委員会へ提出(11,123筆) 選挙管理委員会受理(有効署名数10,252筆) ※ 選挙権を有する者の総数の50分の1:1,861筆 ※ 有権者数93,050人の約11%
3	平成21年1月5日	「小金井市の市役所建設場所を選ぶ住民投票条例」制定の直接請求書提出 →20日以内(1月25日まで)に市長が意見を付けてに議会へ付議する
4	平成21年1月19日	第1回臨時会(条例案提出、議案説明)
5	平成21年1月21日	臨時会(請求代表者の意見陳述、議案の質疑、討論・採決) →会期延長
6	平成21年1月22日	臨時会 → 否決(賛成10、反対11、退席2)
7	平成21年2月6日	平成21年第1回定例会 <u>議員案第2号</u> 「小金井市市民参加条例の一部を改正する条例」を議長へ提出
8	平成21年2月10日	本会議 提案理由の説明 → 総務企画委員会へ付託
9	平成21年2月17日	総務企画委員会 議員案第2号の審査
10	平成21年2月27日	本会議 議員案第2号の訂正
11	平成21年3月2日	本会議 修正案(<u>議員案第2号に対する修正案</u>)を提出
12	平成21年3月3日	本会議 → 修正案否決(賛成10、反対13) → 原案可決(賛成13、反対10)
13	平成21年3月10日	議員案第2号小金井市市民参加条例の一部を改正する条例に係る再議書を議長へ提出、臨時会招集告示
14	平成21年3月13日	第2回臨時会(原案可決の効力は停止) 再議書に関する質疑 → 会期延長
15	平成21年3月14日	臨時会 ・議員案第2号小金井市市民参加条例の一部を改正する条例の再議決 → 特別多数議決に至らず廃案(賛成13、反対11) → <u>議員案第16号</u> 小金井市市民参加条例の一部を改正する条例を可決(提案者:議長を除く全議員)

※議員案第16号が可決されたことに伴い、改正後の市民投票の規定は、施行期日に係る付則の規定により平成21年9月1日から施行します。